

# 1. 平成24年第4回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

平成24年9月12日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市 長 公 室 長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	健 康 福 祉 部 長	布 田 孝 文
農 林 水 産 部 長	野 田 秀 幸	商 工 観 光 部 長	蓑 島 由 実
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環 境 水 道 部 長	木 下 好 弘
教 育 次 長	常 平 毅	会 計 管 理 者	山 下 正 則
消 防 長	川 島 和 美	郡 上 市 民 病 院 事 務 局 長	猪 島 敦
国 保 白 鳥 病 院 事 務 局 長	日 置 良 一	郡 上 市 代 表 監 査 委 員	齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池 場 康 晴	議会事務局 議会総務課長	丸 井 秀 樹
議会事務局 議会総務課長 補 佐	河 合 保 隆		

### ◎開議の宣告

○議長（清水敏夫君） おはようございます。議員各位には、連日の出務、御苦労さまでございます。ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には、4番 田代はつ江君、5番 兼山悌孝君を指名いたします。

---

### ◎一般質問

○議長（清水敏夫君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いいたします。

なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

---

### ◇ 山 川 直 保 君

○議長（清水敏夫君） それでは、1番 山川直保君の質問を許可いたします。

1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） おはようございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

この議会会期に入りまして、資料といたしまして、請負額5,000万円から1億5,000万円までの入札結果について資料が配付されました。しかしながら、5,000万円以下の請負額の入札や、また委託業務の入札結果につきましては、報告がなされておられません。その幾つかの入札の中に、私にとっては理解がちょっと苦しむ入札の執行がございましたので、当局に伺ってまいりたいと思います。

この入札は7月3日に行われまして、市内業者8社、そして市外の業者6社が参加いたしました入札であります。落札者は市外の業者でありました。落札者は、予定価格の2分の1以下で応札し、そして低入札基準に抵触しまして、留保後のその後、契約に至ったとお聞きいたしますが、その経緯について説明を求めるとともに、また予定価格と落札金額並びに低入札基準の取り扱いについて、副市長に説明を求めます。

○議長（清水敏夫君） それでは、1番 山川直保君の質問に答弁を求めます。

副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） 今ほどの設計業務のこれは八幡中学校の耐震補強工事の実設計業務についてであります。この件についての経過と説明をとということでございますが、これは八幡中学校校舎耐震補強計画・実設計委託業務であります。

電子入札で7月の3日に行いました。予定価格が1,667万9,250円に対しまして、低入札の調査対象として、これは770万円で落ちたということでありまして、今ほどお話がございましたように、市内業者8社を含めた県内14業者を指名いたしまして行いました。落札率は46.17%でございました。

岐阜の設計株式会社が落札したということございまして、今ほどお話がございましたように、最低制限価格、低入札の調査価格を切っておりまして、保留にいたしまして、調査した結果、落札者を決定いたしました。以上の経緯であります。

（1番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） ただいまの説明で、つまり最低制限価格が未設定の場合、その基準価格は郡上市の建設工事の低入札価格に関する調査、その要領2に従いまして、基準価格は予定価格の2分の1ということだったと思います。すなわち、2分の1、50%を切った価格で入札されたため、当然、要領に従いまして、低入札価格の審査委員会が設置されたことと思います。審査委員会ではどのような内容を審査いたしたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） 郡上市の建設工事等低入札価格調査に関する要領というのは、今ほどお話がございましたように、基準が定められております。最低制限価格ではなしに、本市の場合はそれを適用せずに、基準価格というものを設定いたしております。建設工事におきましては、ことしから失格価格というものも設定いたしているわけでございますけれども、これは土木工事を主としてやっております。それ以外のものについては、一応基準価格といったものを対象といたしまして、予定価格の2分の1を切ったものに対して行うということでございます。

ですから、まず契約担当者が低入札価格者を調査するという結果でございまして、例えば要綱の中に調査項目があるわけですが、業者の能力とか、あるいは技術者及び会社の経営状況等々の調査をいたします。

特に、今回の場合におきましては、耐震設計という構造計算が入ってまいりますので、構造計算をできるかできないかと、その技術者は誰であるかといったような調査等々をいたしまして、なおかつ手持ちの工事状況から判断いたしましても十分できるという契約担当者の調査結果を受けまし

て、今おっしゃいましたような低入札価格審査委員会に了承を求めて、決定いたしましたということでもあります。

(1 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） そうした委員会で審議され、この入札が履行されるという答弁でありましたが、建設工事低入札価格調査の中の要領の7のところ、基準価格を下回る価格で入札を行った者により、その価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、次のような内容により、入札者から事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとするという中のア、イ、ウ、エ、オ、ずっとありますけれども、この中で、しっかりと価格により入札した理由、そして価格の内訳書を徴するとありますが、それもしっかりとあるものと思いますし、それをお答えいただきたいし、イの部分、契約対象工事付近における手持ちの工事があるかどうか、これいわゆる近くにもう一つ工事があるので、だから安くできるんですよという1つの理由ですね。

もう一つ、エに書いてありますが、契約の対象工事箇所と入札者の事業所、そしてまた倉庫、そういう地理的条件、それが近くにあるからというようなことが、安く入れた理由の1つとして上げられると思っております。

今、応札された業者は岐阜市だと思います。大変遠いですね。郡上市が出された業者が出された入札よりも2分の1以下で出されている、これはいかがなものかと思えます。そうした要領7、しっかりと守られましたでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） 今ほど話がございましたように、要は先ほどから言いましたように、内訳書もちろんっております。それから、先ほど言いました、近くに工事があつて、技術者等々が兼務できる等々の関係で安くなったり、あるいは設計項目の中にあります出張旅費とか、あるいは技術者の運送費、旅費等々の関係も計算するわけがございますけれども、そればかりにこだわらずに、技術者があつて、なおかつその単価が会社の経営上において問題ない単価であればいいということの判断になると思っておりますので、今回の場合は、郡上市においてもその実績を持っている会社で、かつそれなりの技術者がおつて、なおかつ構造計算が、前回、ちょっと若干先に受けたときに、いろいろ時間、工期等々に延びがあつたそうでございますけれども、今回の場合は確約もされておるといふことだから、我々としては注文書及び請書、誓約書、あるいは確約書等々もとりまして、そこで発注を決定したということでもあります。

(1 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） 次の小項目に移ります。

耐震補強工事は、市内でも市外でも多数行われていると思います。そうしたことから、当局は各種の工法を検討して、それをまた技術などを収集しまして、そして比較設計をしていくことが大事だと思っております。こうした低価格によって、補強計画や、また実施計画の品質についてとても懸念されるわけですが、どのように品質確保の保証がなされるのか。

また、工法の比較設計により、コスト軽減を模索すべきと考えますが、比較設計は義務づけているのか、説明をお願いします。

○議長（清水敏夫君） 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） こうした耐震工事、特に学校の工事につきましては、文部科学省の交付金事業という形で行っております。ですから、耐震補強計画については、岐阜県の建築事務所協会等の技術評価の審査並びに県教育委員会が行います内容の聴取等々を受けた上で、まず設計のチェックを行うと。

当然、耐震設計及び実施設計の内容についての適正化はその段階においてもチェックされますし、比較検討の話もございましたけれども、それにつきましても基本的には信頼性、経済性及び施工性、工期等々のことも含めてですけれども、そういったものの耐震工法、補強工法の比較検討を行って、それをもとにした書面でもって市教育委員会に提出していただきまして、教育委員会のほうでチェックをするという形でございますので、補助事業を受けるためには、事前にそれら比較工法も含めて検討しておるといふことであります。

（1番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） 比較検討、比較設計は確実にやっているということを、今、答弁いただきました。

それでは、この質問を総括いたしまして、市長に所見を伺いたしたいと思います。

こうした今回の低入札は、本当にほかに例が余らないことだと私は思います。お手元のほうへ、朝、資料を置かせていただきました。それは、岐阜県発注のコンサル業務、いわゆる設計業務の資料です。11件、そこに低入札の審査にかかった入札が書いてあると思いますけれども、全部そのコンサル業務は予定価格が800万円から1,900万円のものばかりです。

ごらんいただきますとおり、県の発注のものですら、低入札が予定価格に対して60%ちょうどから、もしくは76.8%のところまでひっかかっているんですね。これは、我が市において50%以下の入札が通ってしまうということは、これは非常に問題だというふうに思うんですね。

平成17年にあった大変恐ろしい事件、市長、御存じですか、建築に関する。ちょっとこれは口頭で申し上げられませんが、議長、資料を配らせていただいでよろしいでしょうか。

この事件、建築の設計士に係る大不祥事です。これに国交省も巻き込まれ、大変な事件となりましたね。この事件後、どうなっていったか。建築関係の日本のいわゆる3団体、日本建築士会連合会、そして日本建築士事務所協会連合会、日本建築家協会は、そろって国及び自治体に対し要望して、建築士法第25条に基づく建築設計、そして工事監理等の業務の報酬基準、それを変えてくれということを訴えられまして、ようやく30年ぶりにこれが見直されました。

平成21年に、建築士事務所の実務実態を踏まえた、新しい業務報酬基準である国土交通省告示第15号が告示されたんです。これは重く受けとめなければいけないと思います。この重要性をぜひとも当局においては認識されたいと思います。

これ中学校の生徒達が住む学舎です。マンションなんかとは違うんですね。マンションも、そのとき殺人マンションとも言われましたよ。これが本当に50%を切るような低入札で、その品質が保証され、手抜きもなく、業者が設計に沿ってしっかりとできるのでしょうか、まだまだ疑問が残ります。これについて、御所見を市長にお伺いいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えいたしたいと思いますが、今回の入札案件につきましては、確かに御指摘のように、大変入札率が低いという問題があったわけでございます。

しかし、当該案件について、確実に、しかも品質を落とさないでやれるかどうかということについて、ただいま副市長が申し上げましたような経路をたどって、私どもとしては確実に品質を落とさないでやってもらえるというふうに判断いたして、契約いたしましたわけございまして、確実に品質を守るように、またいろいろ提出していただいたような確約書等々をしっかりと守ってやっていただけるものというふうに思っております。

（1 番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） こうした報酬の基準の遵守、そして品質確保というものはとても大切だと思いますし、そして前々からも各議員も言われておりましたが、建築工事や、そして建設工事、こういった委託業務、そうしたものの地産地消の観点からも、ぜひ地元の方が受けられるような形にしていきたいと思います。

この入札に参加された市内の業者は、大体大方が1級建築事務所だと思っております。そうした方々からも、もちろん教育委員会も、どうやってやるんだとか、いろんなヒアリングとかも受けながらのこういった契約に至っているんだと思います。そうした市内業者の協力もさることながら、こうした指名になってしまうのは寂しいと思います。

もう一つ、資料をそこに置かせていただきましたが、岐阜県の北部にあります某T市、ここは平

成22年12月に、すばらしいこういった入札制度の見直しを行っています。例えば、総合評価落札方式の本格実施として、評価項目に本店所在地の要件や除雪契約、そして消防団員の雇用、ボランティア活動などの地域貢献を考慮した地元企業が優先される制度として本格実施をいたします。

そして、2つ目としまして、地元企業に優先して発注する条件をつくります。総合評価落札方式によらない工事案件のうち、原則として市内に本店を有する企業に発注します。ここまで書かれています、しっかりと委託業務に関しても要綱を掲げておられます。

副市長、ぜひ委託業務に関しても、郡上市は早急に要綱を策定するべきと、建設工事にかかわらず、別に策定するべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） 今ほどの高山市の例を取り上げられまして、話がされたわけでございますけれども、郡上市におきましてもこの要綱は持っております。今回の入札につきましては、地元業者8社、ところが実績等々を判断しますと、この中の2社です。現実的に、実績を耐震補強工事として持っているのは2社。

もちろん、先ほどちらっと言いましたように、構造計算というのはもともと構造計算の設計事務所というのは別にあるわけでございますから、その辺の関係があるんでしょうけれども、我々としてはできるだけ郡上市内の方々にっていただきたいということで、実績だけを取り上げてやりますと2社になるんですけれども、8社にして、なおかつ当然競争力が働くのか働かないかということもまた一方ではありますので、その辺も勘案しながらその業者、これまで中学校、小学校をやってきて、なおかつ問題なく行われてきた業者を拾ってきたというのが実態でありまして、当然、今、お話がありましたような地元、あるいは地元業者育成等々においては、その観点を持った上でこれまでも進めてきておると思いますし、要綱の中では低入札も含めてですけれども、調査項目等々をうたいまして、その中をチェックしながらやっていくと。それが建設の品質確定のための書類といったことでございますので、先ほど述べましたように、いろんな意味で確約書をとったり、それこそ技術者がダブっていないかといったこと等々を踏まえながらやっておると。

ただ、今現在は、一方では工事の場合に低入札に余りならないようにするという、事業者の従業員の賃金問題に影響してきて、落ちていくというようなことがないようにするためには、最低制限価格と言われておりますようなものを、今、郡上市では基準価格で入札価格といたしておるわけでございますけれども、今回は土木工事から始めた。

これは非常にまだまだ業務委託とか、修繕関係の管理部門、そういうもの及び物品等々においてはかなりのまだ差があると、能力において、あるいは会社の大きさによって差があるということがございますので、まだ設けておりませんが、今後においてはそういったことも課題になってくるんだろうということを思っております。



ただ、御指摘がございましたように、できる限り、我々としては3,000万円とか、あるいは5,000万円とか、いろんな金額によってそういった項目を設けてみえるところもあるわけですが、でき得る限りの工事においては地元優先ということを考えながら、指名しておるといような状況でございますので、お願いいたします。

(1 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） 質問ではございませんが、こうした各業務の要綱にしっかり沿いながら何が大事かと。私は、低入札価格審査委員会というものがしっかりとした考えで、50%を切ったような場合、これはだめ、この契約はやり直すと、入札をやり直すというくらいの権限を持って、再入札を行うぐらいのことをきちっとやっていただくような審査会であるべきと思いますので、今後とも、幾ら誓約書をいただいておりますとも、50%以下なんてことはこれは許されんと思いますよ。また、これはよくお考えいただきたいと思います。

次の質問に移ります。法定外普通税及び法定外目的税、その新設の可能性について質問いたしたいと思います。

先日、あるフォーラムが行われたとお聞きしておりまして、どこがどんなフォーラムをやったんやということで、ちょっと商工会らしかったので行ってみました。9月の5日に積翠園で、商工会主催で郡上未来経済フォーラムというのが行われて、出席者は誰だということでちょっとお聞きしてきましたら、県議さん、そして市長さん、あと議長さん、そしてあと市内の大手、その企業の方々に呼びかけられたということをお聞きしております。

その目的の中には、郡上市内に事業展開する大手企業と行政並びに商工会の幹部とが、経済を中心に郡上市の今後や要望について懇談し、郡上市経済の活性化と企業運営の効率化を図ることを目的とするというすばらしい目的が掲げてあります。

業者さんを見たら、さすが郡上市にこれまでも貢献してみえる方々が出席されておりますが、私にはあれっと思ったんです。大型小売店舗、このごろまた届け出を出されたそうですけど、八幡の五町あたりに、そうした上場しているような大型小売店舗の出席者がなかったんです。商工会の事務担当に聞きましたら、呼びかけはされたということでしたね。

こうした大型小売店舗、大店法が変わりましてからどんどこと入って、地方、田舎を、都市部以外の商業をばたばたと平気で潰していきよると言うのはちょっと失礼な言い方かもしれませんが、実際そうです。このことを黙って私たちは見ているわけにいかないと思います。

こうした店舗は、税収、市民法人税を持っていってしまうばかりか、そこに勤められている雇用があっても、週20時間以内と、雇用保険も掛けない、社会保険も掛けていない、本当に非常識な雇用のされ方をしています。これに行政や政治は黙っていていいんでしょうかと思うんです。

そうしたことから、私は市に主に大型小売店舗、そしてまた小売業における本社所在地が本市以外の法人に対し、市独自の新税の導入を図る必要があると考えております。税の目的については、大型小売店舗は市内の経済循環に寄与する可能性が低いことに鑑みまして、市内小売業の衰退防止と、そして市外への消費輸出の抑制ほか、市内の業者間の内需拡大を促進するためにも、その税金をもって市内商業を中心とした産業振興予算に充当すべき目的税をつくったらどうかと思います。

これはなかなか難しいことです。しかし、もしこれを総務省に届けて破棄されたとしても、そういうアクションを起こす、そして地方がそういう声を出して、国の税制の法律を変えていく、そんなアクションが郡上市にあってもいいんじゃないかと思います。大きな大所、そういった見地に立って、市長の所見を伺います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 大型小売店舗、市内に所在し、かつ本店が本社がいわゆる市外にある大型小売店舗、こういうものが郡上市の地域の商業にいろんな意味で大きな影響を与えているということは、御指摘のとおりでございます。

そしてまた、先日、ただいまお話がございました、郡上市商工会が呼びかけました、郡上市内における郡上市にとってはかなりの大企業と申しますか、大きな事業所の皆さんをお呼びして、そして郡上市の商工会の皆さんや、あるいは私どもも出席させていただきましたが、行政と忌憚なくいろんな意味で、郡上市の経済の未来について語り合おうじゃないかという呼びかけをされたわけですが、製造業の方とか、そのほか観光等に関する方は来ておられましたが、私もこれは後から聞きました。

私は、事前にどういう方をお呼びするかということは、商工会の行事でしたので、出席して初めて後から聞かされたんですが、実は市内の大型小売店舗の皆様方に出席の要請をしたけれども、御出席がなかったということでございました。このことは、私自身も非常に残念なことだと、遺憾なことだというふうに思います。少なくとも、郡上市内で事業をやっている事業者であれば、地域の商工会の呼びかけに対して真摯に受けとめてもらいたかったというふうに思っております。

そういう中で、今、特に山川議員のおっしゃった本社が郡上市外にある、特に大型小売店というものに焦点を絞って、そしてそういうものに対して法定外の目的税を新設する、そしてそうしたもものから上がった税金をもって、地域内商業の振興を図ったらどうかと、こういう御提案でございます。大変、私としても、1つの考え方に基づくものではあろうかというふうには思っておるところでございます。

ただ、ちょっと御指摘の中で、確かに本社が市の外にはございますけれども、私ども郡上市にとって法人市民税の法人税割というのは、法人の全体の従業者の中で郡上市内の従業者がどれだけい

らっしゃるかというような形の案分の形で、法人税割は郡上市に入ってきていることは来ておるので、その点は全部、郡上市で事業しておりながら、なおかつ何の税制的な貢献もないということではないというふうには思っております。

しかし、それであっても、確かにいろんな御指摘のような点もあるとは思いますが、そういうことでそういう法定外目的税というようなものを課税するという考え方はいろいろあると思いますが、法定外普通税にしる、法定外目的税にしる、今おっしゃったように、従前は法定外普通税について自治大臣の許可制でございましたけども、今は同意を要する協議制ということになっておりまして、またこれも総務大臣の全く裁量行為ではなくて、以下の条件に該当するというふうに考えられる場合以外は同意しなければならないと、むしろ非常に地域の課税自主権というものを尊重した形にはなっております。

その中の要件といたしまして3つございまして、国税または他の地方税と課税標準を同じくする、同じものにかけるということでございますね。そういう形で、かつ住民の負担が著しく過重となることということであるのかどうかというような問題、それから地方団体間における物の流通に重大ないわば障がいを与えることがあるかどうかということと、それから最後に3番といたしまして、1、2のほかに国の経済政策に照らして適当でないことと、こういう3つの要件がございまして、この3つの要件のどこかに該当すると総務大臣が判断された場合は、ちょっと同意はできないよということになると思います。

大型店舗のこうした問題に関して、こういう仮に税制の研究はしてみたいと思いますけども、懸念されることは、1つは一番最後に読み上げました国の経済政策に関連して問題があるかどうかというようなことの中には、山川議員も御承知のように、これは国内外、今は非常にグローバル化した世の中の中であって、かつて大規模小売店舗は地域商業調整という機能がございました。

商調協というような形で、いろんな既にある地域の商業というようなものと勘案して調整するということがございましたが、現在の大規模小売店舗法は、大規模小売店舗法という法律がございすけれども、全く法律的な趣旨、思想を転換いたしておりまして、大規模小売店舗が立地する場合に、地域の生活環境に著しい障がいを与えるかどうかということであって、地域商業の需給の関係を勘案することなくというふうにされております。

ということは、かつての大店舗法のような形でなく、そちらのほうはいわば国内でも当然のように自由な、いわば昔風に言えば楽市楽座でございまして、そういう形の中でございまして、自治体においても大規模小売店舗法の立地法の13条に、地方公共団体の施策といたしまして、地方公共団体は小売業を行う企業のそういう商店の立地に関して、その周辺の立地環境のいろんな調整等を行うときに、地域の需給の問題を勘案することなく、法律の趣旨に尊重した形でやらなければいけないというようなことが書いてございます。

そういうような法律の趣旨等からして、ただいま御提案のあった問題が、例えば市外に本店があるという大規模小売店舗を狙い撃ちにして、そこに特別の法定外目的税をかけるということが問題あるかないかというような問題が非常にあるのではないかというふうに思っておりますので、この点も含めていろいろと検討はしたいと思います。

私は、税制の問題もございすが、もっと何かほかのことで大規模小売店舗、特に市外からおいでになっているところが地域に対して協調、連携、貢献の姿勢をとってもらえるようなことを考えていかなければならないというふうに、まずは思っております。

(1番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 山川直保君。

○1番(山川直保君) 市長答弁の中で、冒頭、商工会が開いた郡上未来経済フォーラム、これに大規模な小売店舗、上場されているような、出席されなかったことに対して残念で遺憾だという答弁をいただきました。私も同感であります。

それと、市長がお答えになった市民法人税割は、郡上にも寄与している部分はあるとおっしゃいましたが、法人税割というものは1つの企業の大きな従業員が分母で、そして分子が郡上市に何人勤めているか、これは正規雇用であるか、しかもこれが社会保険とか雇用保険をしっかりとかけてあるかというところが分子に乗るのであって、実態はそうでないんです。だから、余り寄与していないですよ、そこに10人も20人も勤めておっても。ですから、そのことも指導を市としてしていく、意見をそうした企業に申し述べていくということは、今後、活動の中で大切だと思います。

そして、法の3つのうちの物流とか、特に固定された人に不平等にかかるような税だとかということも3つにありますよね。でも、東京都がやっている宿泊税、どうしてもあそこに用事があるもので行かんなんなんです。そうすると、我々もホテルを2段階に分けられて、税金を取られるんです。あれも法定外目的ですよ。ということを考えたら、思い切ってこういうアクションを地方が起こす。

日本のデフレ脱却は地方の活性化にあるということから、地方の経済、地方の産業が振興しなければ、なかなかそうはいかないと思います。国にも、僕は国会議員ともこの話をしましたが、理解してくれて、この法律を変えて、何とか大きい店舗が村や町に入っていた場合、そいつから取ったのを、今度、取った税を地方へ返す方法の税の法律を変える、これはおもしろいなということも言ってみえました。参考までに申し上げます。

時間がなくなりまして、2項目めの項目につきましては大変時間のかかる、理解していただくにも答弁いただくのも事ですので、これは総務部長にも申し上げましたが、割愛させていただきます。もう時間がないので、市長公室長に端的にお伺いします。

ふるさと寄附金、平成20年から税制が変わりました。郡上市は、この4年間で1,965万円のこう

した浄財をふるさと寄附として納めていただいております。そうしました心ある皆様方に感謝と敬意を申し上げたいと思いますけれども、ふるさと寄附、これは全部が税額控除ですね。

私の友達が言いました。名古屋に住んでいます。今、3年くらい、50万円以上の寄附をしています。2年間ですか、その方が言っていました。僕は名古屋に住んでおって、郡上で仕事をしているけど、50万円ずつ納めている。税理士に相談したら、僕の所得の税金のうちの約10%なら郡上市へ寄附してもいいと、税収がかからないと。もし50%や全部税金を寄附すると、名古屋市に住んでいるんですけど、名古屋市の税が物すごく高くなると。

だから、約10%ぐらいは、郡上市以外の皆さんの親戚や、こうして岐阜郡上人会とか、岐阜高鷲会とかもあるんですけど、そういう方々にももっとプッシュして、みんなで宣伝して、市役所の職員の皆さんも親戚に声をかけたり、我々も声をかけたり、そしてそうしたパンフレットを皆さんに配って、そういうもっとアピールをどんどんしていただきたいと思うんですよ。これにはプロジェクトチームをつくっても無駄じゃないぐらい、いい財源ですよ。公室長、御意見をお願いします。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） こうして国で税額控除、所得税につきましては所得控除になるわけですが、ほぼ税金に変えてふるさとを応援するという制度でございます。今、御指摘のように、我々としては精いっぱいこれを活用するというものは持つ必要がありますし、そのように努めてきておるところでございます。

これ二、三年の例ですけども、こういうふうなものを毎回作りまして、その都度、市長からメッセージを入れまして、ことしもちろん8月号で、どのように使ったかということとあわせて、またこういうふうなお願いしていくということで、これはちょうど8月と12月につきましては帰省されるタイミングですね、郡上市出身者が。そのときに、御家族やお友達から話していただきたいということと、ふるさと会、あるいは市長は直接郡上のロケーションのいいところからテレビで直接訴えるという機会を年に2回持っておりますし、それからお礼状につきましても、そのときのお礼状に加えまして、お正月に年賀状をその年にはこういうふうにして毛筆でお礼状を添えるということで、実際、何度も何度も繰り返して寄附していただける方が約4分の1ぐらいあるわけであり

ます。そういうふうな取り組みをしながら精いっぱい頑張っておりますが、余り職員にノルマをかけて、相手方の市民の方にそれを求めるようなことでも、ちょっと性格が違う場面もありますので、広く、よし、この制度を使って郡上を応援しようと、そういう気持ちを持っていただけるような広報に努めていきたい。それから、職員一人一人がそういう気持ちを持っていきたいということで、そういう取り組みを強化させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（1 番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） 以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、山川直保君の質問を終了いたします。

---

◇ 田 中 康 久 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、2番 田中康久君の質問を許可いたします。

2番 田中康久君。

○2番（田中康久君） おはようございます。議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

大きくは、市長が選挙のときに掲げられました「次代につなごう、ふるさと郡上の元気創造」についてを質問したいと思います。詳細にわたりましては、1つがそのための働く場所、雇用について、もう一つが住む場所について、3つ目は奨学金を初めとした教育についてお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

市長が今期のスローガンに掲げておられます元気創造について、大きな課題としては人口減少というものが掲げられるというふうに思っております。前回の一般質問では、シティセールスと市内の高校の学科の新設の問題を扱いましたけれども、問題意識は同じで、違った観点から質問したいというふうに思います。

よく市民の方からも聞かれるんですけども、郡上の出生率が多いのか少ないのかということ聞かれるんですが、私が認識しておる中では郡上は県内でも多いほうだというふうに認識いたしております。何で人口が減少しているんやということ聞かれますと、私が思うには、まさに20代や30代、私たちと同世代の人間が郡上の中では少ないと、それが大きな人口減少の問題となっているというふうに思っております。

そのためのその重点を当てて、従来の施策を人口増加のために磨き上げていく、そういう必要があるというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

1点目は、働く場所に関してでございます。

まずは、企業誘致の現状について、商工観光部長にお伺いいたします。

○議長（清水敏夫君） 田中康久君の質問に答弁を求めます。

商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） 市の企業誘致活動について、概要を申し上げます。

企業立地のそうした引き合いとか問い合わせというような案件は年間に幾つかあるわけですが、現在は昨年から懸案で続いていますそうした2件について、いろいろな条件面での交渉というのを続けているものがございます。

それから、白鳥の勝光島工業団地の3,500平米の区画につきましてですが、今回の9月議会にも申し上げましたが、勧誘と交渉を進めてきた結果、この9月に売買契約を締結するに至りました。進出企業は東大阪市に本社があります株式会社ディエスジャパン社でございますが、非常に大きな会社ですが、トナーカートリッジ、あるいは事務用品等を製造している会社で、勝光島においてはこの会社のこの地方での配送拠点となる配送センターを建設するというような計画を持っておられます。

それから、目下の最大の懸案としましては、白鳥地内で国内最大手の製材会社が進出するという話が進行中でございます。まだまだ詳細を申し上げられる段階でもございませぬが、民間事業ではございますけど、この企業が進出しますと、この地域の地域林業が大いに振興されるというような、そうした期待があるところから、市としましてはさまざまな事業調整、あるいは用地調整、いろいろところで支援に入って動いているところでございます。

また、直近のこの9月ですが、郡上市の立地に比較的合うと思われる中規模な企業の進出話が来ております。これも、ことし、お願いしております企業誘致専門員さんの力などもかりながら、これからぜひ誘致に向けて推進するように動いているというようなところでございます。

(2番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 市長さん、商工観光部長さん初め、関係者の御努力に感謝を申し上げたいというふうに思いますが、市長もこの場で何回も答弁されておりますけども、企業誘致だけが郡上の産業を起爆的に回復させるようなものではないというような答弁をいただいておりますけども、企業誘致も大きな1つの方向であるということは確かであるというふうに思います。

ただ、郡上の場合は、土地の面積の問題だとか、また人数の問題、従業員の人数をどれほど確保できるかという問題だったり、また優遇面に関してもほかの都市部の自治体と比べると、優遇面に関する額、助成金だとか税制面での優遇という部分が桁が1桁違ったり2桁違うぐらいのものですから、なかなか難しいような点はあるかというふうに思っておりますけども、1つの方法として、さらに企業誘致を促進するために、企業誘致の部分でも市民の力をかりて、オール郡上で取り組んだらどうかというふうに考えております。

その1つとして、企業誘致のサポーター制度を設けたらどうかというふうに提案したいというふうに思います。これは、企業誘致への立地に関する情報を提供するサポーターを市民や法人、もしくは郡上出身者で募って、情報収集や発信に活用させていただいて、企業誘致の促進を図って、また成功したら何らかのメリットを与えていくというような制度であるというふうに思っておりますけども、この制度を使ってどんどんと郡上市内に企業を誘致していくというようなお考えが市長にあるかどうか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えいたしますが、郡上市の企業誘致、いろんな課題がございますし、そういうものの中に進出していただければいいような企業の情報をつかむということが非常に大切なことだというふうに思っております。

先ほど葦島商工観光部長が申しあげましたように、ことし、大変これまで企業誘致の実務と申しますか、実践に携わってこられた方を企業誘致の専門員という形でお願いいたしました。

ただ、この方は大変いろいろなこともやっておられるので、郡上市の専属として動くというよりは、郡上市のためにももちろん全力を上げるけれども、郡上市の仕事だけではなくて、自分の仕事もあるのでということで、私どもが専属で抱えて嘱託料を払うという形ではなくて、いろいろ回数しげく通っていただいたり、あるいはそのために動いていただいたりしながら、その必要経費を、交通費等々をお払いするという形にいたしましたけれども、まずはこの方のそうした活動に期待をいたしたいというふうに思います。

そして、ただいまお話がございました市民の現に郡上市内に在住の方にも、そういう世界に明るい方もいらっしゃるかもしれません。あるいは郡上市の出身で、郡上市外に今は経済界とかいろいろなところで活躍しておられる方で、そういうことにかかわる情報をお持ちの方もいらっしゃるかもしれません。全国の自治体のそうした企業誘致サポーターの制度を拝見しますと、そうした幾つかの知恵を絞っておるようでございます。

中には全く無償のボランティアとしてやっていただくところ、あるいは一定の報酬をお支払いしながら、そうした方をお願いするところと、いろいろあるようでございますが、いろいろと様子を各地の事例というようなものも大いに研究させてもらいたいというふうに思っておりますが、今のところはまずは今回お願いした企業誘致専門員の方々に、いろいろと御相談していくということに注力していきたいというふうに思っています。

（2番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 田中康久君。

○2番（田中康久君） いずれにせよ、市内の産業、もしくは雇用先が郡上の中にあるということが大事だと思いますので、そのためにどういう手段をとっていくかということですので、よろしく御検討いただきたいというふうに思いますが、先ほど申しあげたように、例えばある企業を誘致したとしても、それで郡上の抱えているような構造的な問題が果たして解決するかどうかというのはまた別問題であるというふうに思っていますので、またそういう観点から質問させていただきたいと思いますが、まず商工観光部長にお尋ねいたしますが、若者、特に就職希望の高校生だとか、郡上出身者の専門学生、大学生に関する進路希望調査をとっていて、その人たちと市内の産業にギャップが



生じているかどうかという調査をされておるかどうか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（清水敏夫君） 商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） 若者の就職志向と、そして市内の企業というか、職業選択のギャップということですが、なかなか若者が働きたい場所というのは本当に市内にあるのかどうかと、これの把握というのは正直申しまして非常に難しゅうございます。

まずは、ちょっと数字面で申し上げてみたいと思いますが、ことしの3月に郡上市内の2つの高校と特別支援学校を卒業した生徒はちょうど400名でございました。このうち就職希望の生徒さんは115名でございまして、およそ29%というような割合でございました。115名のうち、郡上市内に就職を決めた方は60名いらっしゃいました。およそ52%というような割合で、就職を決めた子が3割くらい、そして就職の中で郡上市内に就職を決めた子が52%ということでございます。

この人たちのまた進路についても、なかなか個人情報とかがあって難しいんですが、実際には大ざっぱに言いますと、製造業の関係が6割近く、そのほか福祉、医療、サービス業、あるいは小売業、その他というようなことでございました。この人たちが、本当に市内にはいろいろな業種もありますし、たくさんの企業がありますけど、それが本当に若者たちが望む業種かどうかというのは難しゅうございますが、選択に当たっては個人でそれぞれ自分なりに職業、それから住む場所、いろんな生活、いろんなことを考えて選択するんだと思います。

我々、市の雇用対策協議会では、各種団体が一緒になって、市内での就労、就職についてお世話させていただいておりますが、例えば企業説明会を設けたり、あるいは高校生の企業見学会をやったり、あるいはこうした企業ガイドブックを発行しておりますが、市内の主だった82社の会社を紹介しておるといったようなこともやっておりますし、また雇用対策協議会のホームページでは随時、求人情報、求職情報を上げさせていただいております。そうした中から、ぜひ市内で自分に合う職業、自分の勤めてみたい企業を選んでいただきたいということで、そうした活動しておるところでございます。

（2番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 田中康久君。

○2番（田中康久君） 進路の希望調査という部分はなかなか難しいというような答弁でしたけども、雇用対策協議会と一緒に、人材バンク、Uターン人材バンクというものの設置及び市が支援していると思いますが、その部分はうまく機能していないのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） 市内の高校生については、学校を通じていろいろと希望とかを把握できますし、それに対するようにお世話することはできるんですが、一たん市外へ出ていった人たち、進学とか市外へ就職していった人たちについて、Uターン受け入れとか、あるいは全くのI

ターンで受け入れとか、そちらについては非常に難しゅうございます。

個人情報壁がありまして、そうした名簿をいただけませんし、なかなか把握は難しいんですが、私どもとしてはこちらに住む親御さんに、ぜひ就職情報をいろいろ提供しますので、登録してくださいという呼びかけをやっておりますし、また成人式場で、ぜひ、そういう就職の御案内ができますので、郡上市の雇用対策協議会へ登録してもらえませんか、いろんな情報をまた流させてもらいますよというような、そうした働きかけもしておるところですが、なかなか件数がふえてきていない実情でございます。

(2番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 高校の問題を前回扱いまして、高校の学科の問題で、特に市内で即戦力になっていただける方を養成するような学科をぜひ検討していただきたい、市長に動いていただきたいということで、早速検討会か何かを開いていただいたとは思いますが、またさらに郡上には専門学校も誘致もなかなか難しい現状があるし、また大学の誘致というのはなかなか難しいと思いますので、結局、進学する方というのは市外に出でいかれるというのが実際ですよ。

その中で、そういった方たちをどうやって取り組んでいくかという部分に関しては、全く今最も人口が少ない部分に対する施策になりますので、そういった部分が人口減少に関して重要な施策だと思いますので、その辺に関して十分力を注いでいただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

さらに、この問題は、郡上市内だけで若者が望むような産業を完結させることができるかどうかという問題がありますので、それはなかなか難しいかなということは私も思っておりますが、中濃圏域全体で考えていく必要があるかなというふうに思っております。

そこで、質問したいのが、市内の企業に働きながら、市外に住んでみえる方の人数というのほどのように把握されているか、商工観光部長にお伺ひいたします。

○議長(清水敏夫君) 商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長(蓑島由実君) 郡上市内に働く労働者の住所地のことでございますが、平成22年の国勢調査によりますと、15歳以上で郡上市内で就業している人の人数は2万806人でございます。そのうち郡上市の中に住んでいる方は1万9,589人ということで94%ぐらい、そして郡上市外から郡上市の中のほうへ通勤しているといえますか、働いている、そうした方が1,013人ということで、およそ5%ぐらいです。

市外から郡上へ働きに来ている人たちのどこからという住居地ですが、関市から255人、美濃市から197人、そして岐阜市から143人というような順になっておるところでございます。

(2番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中康久君。

○2番（田中康久君） そういった方々や、もしくは先ほど申しました中濃圏域全体で郡上の雇用というものを考えていく中で、1つは、ことしの5月に地域主権一括法という法律が施行されまして、これは要するに地方分権が進む中で、各自治体の独自性が広がったというような法律であるというふうに認識しておりますけども、1つは、それぞれの自治体同士で、まさに人口獲得に対する競争という部分の激化が始まっていくんだというふうな私は認識しておるわけでございます。

その中で、中濃圏域の中で、郡上がまさに住む場所として、ほかの地域よりもすぐれている必要があるというふうに思います。この前、県のほうが公営住宅の条件を緩和したということが新聞にも掲載されておりましたけども、いろんな面で郡上に住んでもらうための人口獲得のための施策が重要になってくると思いますが、住む場所として、住宅も含めて、郡上のこれからの可能性や、そのために必要とされる施策について、市長のお考えをお伺いしたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 人はいろんな選択をしなきゃいかんわけですけども、どういう仕事につくかというようなこと、あるいはどこに住むかというような選択をしながら人生を送るわけでございまして、当然、今お話がありましたように、こういう郡上市の外に住んでおられて、郡上に仕事を持っておられる、これは平成22年の国勢調査という一時点をとっての話ですので、たまたまその方が郡上市内の企業にずっとお勤めになる方であるのか、たまたま転勤であったり、そういうような形で郡上市内に現在従業地があるという方もあるかもしれませんので、何とも言えませんが、ただ御指摘のように、もし郡上市に働く場所を持っておられるのであれば、食住近接という意味も含めて郡上市内に住んでくださいよという形で、郡上市の人口というものを確保していくということは非常に大切だと思います。

先ほど一番最初に申し上げましたように、人が一体どこに住むかということをどういう要因でもって決めていくのかということだろうと思うんですけども、私は基本的には、1つは直接的には今の居住の条件としてのそういう住宅事情というものもあると思いますが、そのほかには例えば子育ての条件がどうかとか、あるいは医療が充実しているかどうか、あるいは子どもを持つ世代になってからの教育という問題は心配ないかと、いろんなことを恐らく、あるいは人によっては郡上が好きだとか、自然が好きだとか、スキーができるとか、いろんな要素も入ってくるかもしれませんけども、そういういろんな総合的なことを勘案して、恐らく住まいというものを決められるんだろうというふうに思います。

そういうことで、御指摘のように、これからだんだんそういう、前の御質問でも御指摘があった

ように、いわば一種の人口奪い合い競争というような形に自治体はなっていくわけですので、十分いろんな施策に目を向けながらやっていく必要があるというふうに思います。

郡上市においては、既に例えば郡上市産材の住宅というようなことで、外から来ていただく方には最高限度で50万円の住宅を持たれる場合の補助制度があったり、そのほかいろいろあるわけですが、今、御指摘の公営住宅の問題についても御指摘があったように、今回の地域主権の改革の関係で、例えば入居基準の所得制限を今まで一律に決められていたものを、郡上市の独自の判断でかなり所得の高い方でも入っていただけますよとか、そういうふうにできますので、そういう人の誘致のツールになるような形で、十分そういった問題を検討してまいりたいというふうに思っております。

(2番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) ありがとうございます。今、市長がおっしゃいましたけども、いろんな施策という部分を前の質問でも申しましたけども、一回見直してみ、これからの自治体間競争にどうやって勝っていくかという観点から、もう一回整理をしていただきたいというふうに思いますが、今、市長がおっしゃったように、人がどこに住むかという部分ですが、これは市長がいつも郡上学の質問を僕がしたときの答弁で、ただそこに生まれたから宿命的土着民と、選択的土着民というような話をされますが、あれはいい話だなというふうに私は思っておるんですけども、まさに郡上に住んでいる、もともと郡上に生まれて住んでいる方も、どこに住めたとしても私はもう一回郡上に住むぞという方をつくっていく、またさらに郡上以外に住んでいる方も郡上に住みたいな、郡上市に住んでみたいな、そういう郡上をつくっていくということが、まさに今、これから元気づくりについて一番求められていることだというふうに思います。

その上で、先ほど市長が教育面、子育て面に関しての施策についても、人口定住について影響を与えるということを答弁をされましたけれども、子育て支援の問題で、今、郡上市は中学生まで医療費無料化をやっていただいておりますけども、さらには各種のワクチンの助成など力を入れていただいておりますが、1つ大きな問題としては、郡上では名古屋や岐阜からはなかなか距離がありますので、大学生というものが郡上に住みながら通うことができないというような問題もございまして、なかなか経済的に厳しい問題も子育てを抱える親御さんはあるし、さらに言うと、1つは子育て面での条件がいいところに人が集まっていくというような市長がおっしゃったような観点からも、今、行われております奨学金の制度の大幅な拡充をぜひお願いしたいというふうに思います。

これは、今の奨学金というものの意義は、基本的には、なかなか勉学をして志があるけれども、経済的な困難さでなかなか進学ができないというような方に向けて、今、奨学金というのがなされておりますけども、その意義をもう一つ変えてみて、今言った意味、まさに人口獲得だとか、子育て

て世代の可処分所得をふやして、経済的にも援助していくと、そういった意味での奨学金というものをつえ直すと、そして大幅に拡充していくというような考え方はどうかというふうに私は思いますけども、市長のお考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 郡上市が持っております奨学金制度、貸し付けという形でございますけども、徐々にいろいろな面で拡充してまいりました。まさに田中議員の御提言によりまして、例えば入学資金等の一時金の貸付制度等も拡充してきましたし、それから従来、郡上市の貸し付けによる奨学金制度、過去の経緯を見ても、一時期、そういう所得制限というものは余り厳密に設定せずに貸していたような年度もあるようございましたが、ただ、もし仮に全く所得制限というものをなしに、一定の貸し付けという形の奨学制度という形でオープンにした場合には、どの程度応募者があるのかという点がちょっと若干ございますし、また、もともとの制度の趣旨が、なかなか経済的な理由によって、子弟をそういう形で進学させることがなかなか難しいという方のための支援という制度的な趣旨でございますので、一挙にこれを無制限というふうにすることが親さんあたりにも歓迎されるべきことなのかどうか、極端に言えば、非常にお金持ちの方に、その子弟が例えば貸してくれというふうに言われた場合に、仮にそういうふうにした場合に、ありがたみというようなものはまた全然違うと思うんですけども、そういうことでよく研究はさせてもらいたいと思います。

これまでもいわゆる生活保護基準の1.5倍とか、その次は現在は2倍というふうに、制限を緩和してきているわけですね。さらに、それを例えば緩和するという方向というようなものは1つの選択肢としてあるかと思いますが、全く無制限というのがいいのかどうかというあたりは少しよく検討を要する問題ではないかと思えます。

ただ、こういうでき得る限り郡上市の人材を、そういう進学希望に沿って進んでいただくことは非常に大切なことだというふうに思っています。

それから、1つだけ申し上げたいんですが、先ほどから御本人たちがやりたい仕事郡上にあるかという発想、よく今の若い人たちが自分探しか、自分の夢を実現するための仕事郡上にないから郡上で就職できないと、こういうふうにこれも1つの考え方ですが、実はこの間、山川議員が先ほど御指摘のあった商工会主催の郡上の主だった企業の皆さんが集まった中で、実は郡上市内の主だった企業の従業者がそろそろかなり高齢化してきて、新陳代謝しなきゃいけないんですけども、集まられた企業の皆さん自身が郡上に帰りたいと言っているんですけども、自分たちの企業が求める人材という形の教育を受けてこないで、別の教育を受けてきて入らせてくれと言われてもなかなか入れることができないという、むしろそういう人材ギャップがあるということをおっしゃいました。

そうすると、このまま放置しておくと、郡上にはそういう主だった優秀な企業があるのに、人材

が求められないということで、逆に言うと企業が出ていかざるを得ないというような形になると思いますので、私はそのときも言いましたけども、そういう郡上市内の主だった企業の皆さんも、我々はこういう人材が欲しいんだというメッセージをもっと出してくれと、しかも既に先ほども話がありましたように、高卒で就職する子どもたちはどちらかといえば少ないんですね。

ですから、その上の大学とか短大とか専門学校へ行って、どんな勉強して、どこへ就職したいんだということを親も子どももしっかり目的意識を持って就学し、郡上へ帰ってきたいのなら帰ってくる、それに合うような能力をつけて、企業のほうの就職の門戸をたたいてもらいたいと、こういう思いも非常にございますので、この辺のところは、今、高校を卒業してすぐ就職する方だけに着目しないで、その次の上級の学校へ行かれて進む方についても、しっかり例えば郡上市内への就職ということを視野におさめた教育課程を踏んでもらうということが非常に大事ではないかというふうに思います。

(2番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 大変市長のおっしゃるとおりだと思いますが、そのためには高校を卒業する段階、はっきりとした目的意識が持ってもらうことが1つと、もう一つは郡上の中の産業というもの高校生たちが知ってもらうことが1つ、そのために私は市長がおっしゃることを実現するためには、1つは奨学金の制度でUターン奨学金というものをつくってみたらどうかというふうに思います。

要するに、これは郡上に帰ってきた段階で、奨学金という部分がある程度免除されるというような奨学金で、ほかの町村でやっておるところもあると思いますけども、そういった制度をつくっていくことが、逆にそういった人材をつくっていくことになるというふうに考えますが、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長(清水敏夫君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) このことは、確かに貸付制度の奨学金について一定の何らかの制度の趣旨に即した貢献をしていただくといいますか、俗な言葉で言えば、お返ししていただけるような人材に対しては一定の償還の減免をするという考え方は1つの考え方だと思います。この考え方は、現在は郡上市の場合は、医療従事者については、医師とか看護師さん等について、そういう就学される場合に、一定の奨学金を受けた期間を郡上市内の病院へ勤めてもらっているような場合には免除しますよというような制度がございます。

それと同じようなものを、郡上市内の特に企業なりなんなりに就職されて、きちっと一定の実績を積まれた方にはそういう一定の償還を減免するという考え方はあり得る話だと思いますので、よく勉強したいと思います。

ただ、その場合にも、帰ってこられたのですぐ免除とか、そこはなかなか難しいと思うんですね。他市においては、一たんは返還してもらって、そして一定の例えば住んで就業されたというような実績を見ながら、返還額のうちの何分の1かを後から補助金のような形で助成するというような制度もあるようでございますので、よく勉強したいと思います。

(2番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 制度の詳細に関しては研究していただきたいというふうに思いますが、趣旨としてはまさに市長がおっしゃったようなギャップを埋めるための人材育成というような観点があるということ強く述べさせていただきたいというふうに思います。

今回、1つ雇用の問題を中心に、郡上の人口の問題を中心に扱いましたが、これをただ単に商工観光部だけが考えるような問題ではなくて、まさに郡上の産業界全般、もしくは教育界を含むような大きな問題でありますので、まさに根本的な問題として、市長の日置市政2期目の元気づくりに向けて考えていただきたいというふうに思います。

先ほどから申し上げておりますけれども、自治体の人口獲得競争、自治体の収入をアップさせるための競争というものに関して、今、郡上の行われている政策を一回磨き上げて、何とか勝負に勝ち得る自治体をつくっていただきたいというふうに思います。

現状維持はなかなか衰退に向かっていくというふうに思いますので、何とか郡上がこのまますばらしい市であるために、変化をお願いしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(清水敏夫君) 以上で、田中康久君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時ちょうどと予定いたしますので、願います。

(午前10時47分)

---

○議長(清水敏夫君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時00分)

---

◇ 田代はつ江君

○議長(清水敏夫君) 4番 田代はつ江君の質問を許可いたします。

4番 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ことしの夏は今なお続く残暑の厳しい毎日ですが、朝夕はめっきり秋らし

くなりました。身も心も爽快な秋は何をするにも気分がいいものですが、「秋」という字の下に「心」をつけると「愁い」となり、気分は一転します。今日の社会、いじめ問題、巨大地震等、愁えることばかりですが、爽やかな秋風のようにプラス思考で挑んでいきたいと思えます。

それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

最初に、いじめ対策の強化ということで、いじめ問題の質問をさせていただきます。

滋賀県大津市の中学2年生がいじめを苦に自殺したとされる問題を踏まえ、いじめの未然防止とともに、早期発見と最悪の事態を回避する取り組みを強化すべきだと思います。いじめられている人、いじめている人、それを周りで見ている人、それぞれの立場から、いじめとどう向き合い、どのように行動していったらいいのか、医師、作家、行動家として、多くの命に向き合ってきた経験を持つ鎌田實先生の話引用しながら質問したいと思います。

最初に、郡上市の小中学校において、いじめ、もしくはいじめの兆候が見られる実態はどのような方法で把握してみえるか、また実態調査を行ってみえるのであれば、事が起きたときだけでなく、継続的に行われているかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君の質問に答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、いじめの問題についてお答えさせていただきますが、最初にまずいじめについて定義と申しますか、こういったことをいじめとするということを明らかにしておきたいというふうに思います。

それは、該当する児童生徒が一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことによって、精神的な苦痛を感じているものとするのとあります。もう少し具体的に申し上げますと、いじめられたとする児童生徒の立場で、あるいはいじめられたとするその子の気持ちに立った上で、学級、それから学年、あるいは部活動、学校全体、そうしたことでかかわっている仲間や集団から、例えば仲間外れ、それから集団による無視、からかいや冷やかし、あるいは悪口、そして携帯などによる誹謗中傷、こうした精神的な苦痛にかかわること、それからたたかれたり蹴られたり、遊ぶふりをして蹴られたりたたかれたりする、こうした身体的な苦痛にかかわること、それからお金とか物をたかられる、あるいは盗まれる、隠される、壊される、さらには嫌なことや危険なことを強要される、こうしたことをその子がそうされたと感じたとき、そうされたという事実があったとき、これいじめを認知したというふうにして、私たちは捉えております。

そこで、こうした現在、郡上市の中で今年度の7月段階でどの程度そうした認知ケースがあったかということですが、7月段階で小学校では14件、それから中学校では7件、去年は小学校で同時期に15件、中学校では14件でしたので、去年よりは減っておりますし、これを21年度から年



度で追ってずっと経過を見てみますと、小学校、中学校、合計して、21年度で83件、それから22年度では54件、23年度で50件、23年度の内訳は、小学校が30件、中学校が20件となっておりますので、全体としては少しずつ減っているという、そういう状況にあります。

その中で、どういったいじめが行われてきたかということですが、からかいや悪口が14件で最も多い、それから仲間外れ、無視が6件、そして遊ぶふりをしてたたくといった件が3件、物を隠したり壊したりするというのが3件ございました。

ですから、こういったことを見ますと、減ってはいるもののゼロにはなっていない。ですから、一人一人を着目した場合に、幾ら数が少なくなったとはいえ、1件でもあれば、それはその子にとっては大変な問題ですので、私たちはできるだけ早く発見してと、そして問題を未然に解決していきたいというふうに思っておりますが、そういう立場から、どういった調査を含めて実態を把握しているかということですが、おおよそ4通りぐらいの方法を現在とっております。

1つは、教師が日常行う早期発見のためのいわば実態把握ということになると思いますけれども、これはふだんの子どもたちの姿を教師が一定のチェックポイントを持って見つめて、早期発見をするということです。例えば、休み時間にひとりぼっちでいることはないかとか、あるいは掃除の時間に一人で掃除をやっているのではないかとか、さらには授業中の発言を無視されたり冷やかされたりするというようなことはないかとか、さらには机をその子だけ、特定の子だけ離してしまうということがないかとか、さらには持ち物がなくなったり、あるいは落書きされたり、壊されたりするということがないかと、そういったチェックポイントを持って、子どもたちの様子を見ているということと、もう一点は、子どもたちは今日記ですとか、あるいは生活記録を書きますので、そうした日記や生活記録に書かれた中身から、いじめの有無ということになるべく早く見つけるようにしています。

それから、大きく2つ目の方法としては、アンケート調査等によって、いじめの早期発見や実態の把握に努めております。これは各学校で定期的に行っておりますし、学校によっては家庭用のチェックリストを保護者の方にお配りして、返ってきたことを踏まえて対応するというようにしております。

県の教育委員会、それから文部科学省では、7月、12月、3月、これは県教委ですが、年間に3回、それぞれの時期時期にどういった件数かということについての調査を行っておりますし、文部科学省は3月に問題行動の調査ということで実施しております。

それから、大きな3点目として、これは教師ではなくて、児童生徒が中心となって行うアンケート調査といったものもあります。これは、児童会ですとか、あるいは生徒会が中心になって行っておりますけれども、多くは12月の人権週間あたりに実施しているというところもありますけれども、それぞれの学校の生徒会のいわば重点活動としてやっている場合は、6月であったり9月であった

りということがあります。

それから、ふだんは帰りの会等で何か問題がなかったかというようなことをやっておりますけれども、そうした子どもたちの立場で、子どもたち自身でやるという方法もあります。

そして、今申し上げた3つの方法の中で、教育委員会に届け出、あるいは連絡があれば、すぐ教育委員会のほうからは学校訪問をしたり、直接的な聞き取りをしたりして、その実態の把握に努めておりますが、そうしたケースから7月までのいじめの発見のきっかけはどうであったかということですが、21件あったうちの中で、これはダブって出てくるものもありますので、場合によっては数字的に少し、私たちもう少し詳しく調べるべきなどところがあるんじゃないかとは思っておりますが、学校の教職員が発見した場合が8件、それから本人が訴えてきたケースが6件、そして保護者からの連絡でわかったというのが4件、そしていじめとはかかわりのないほかの子が見て、あるいは聞いてということで、あるいは保護者からの情報でわかったというのが3件、現在のところはこういった状況です。

(4番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ありがとうございます。

続きまして、鎌田先生は、いじめられている人へ、「君は何も悪いことをしていないだろう、だから頑張らなくてもいいよ、君が変わろうとしなくていい、ただ1つだけお願いしたい、自分の命だけは守ってほしい、くだらないいじめなど長くは続かないのだから、大丈夫、今は見えなくても君の命を守ってくれる人は必ずいる、君は絶対に一人ではないのだから」と呼びかけてみえます。郡上市の学校におけるカウンセラーの制度の拡充はどのように考えてみえるか。

さらに、いじめてしまっている人へ、「弱い者いじめをしてしまっている人も、何かに傷つき苦しんでいるのかもしれない、両親の不仲とか家庭内暴力とか、ついつい自分より弱く見える相手に当たってしまうが、最後に一番傷つくのは君自身かもしれない、憎しみや怒りは完全になくすることはできないかもしれない、でも、ちょっと横に置くことならできるはずだ」と。

そして最後に、いじめに気づいた人へ、「いじめっ子に「いじめをやめろ」と言うと、自分に矛先が向くかもしれない、それが怖くて声を上げられない人もいるだろう、そんなときは誰にも気づかれないように、いじめられている人の耳元でそっとささやいてあげてほしい、俺はおまえのことをわかっているからなと、一人の味方がいれば生きられる、その一人になってほしい、99%は自分のために生きてても、1%だけ人のために生きてみてほしい、1%の勇気なら僕たちにも出せるだろう」と結んでありました。

人権の尊重、命の大切さを学ぶ教育の徹底について、市の考えを聞かせていただきたいと思えます。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 郡上市の教育委員会としては、基本的にあらゆる教育活動のベースに命を守ることを、それから人権を大切にすることを置いております。これは、私、教育長に就任してからずっと一貫していることですが、教育方針の中に生命の尊重、あるいは助け合ったり協力し合ったりするということが大事にしておりますし、毎年、その年の教育の重点というものを各学校に示しておりますが、その中でも連携や協力して命を守り抜くということについて、学校全体で取り組むようにということについて、私たちのほうから各学校のほうにお願いしております。

昨年度ですけれども、郡上市では命のカリキュラムというものを作成しました。現在は、これを中心にして総合的に子どもたちの命を大事にする力を身につけてくれるように指導しておりますが、簡単にちょっと中身を紹介させていただきますと、「かけがえのない命」という柱と、それから「支え合う命」という柱と、そして「輝く命」という柱を立てております。

そして、それぞれ教科で勉強すること、道徳で勉強すること、行事で活動することをつないで、各時期ごとに何を大切にすれば命の大切さに気づいてくれるかということをやっているわけですが、例えば中学校の3年生を1つ例にとりますと、かけがえのない命という内容では、理科の学習で生物の成長や生殖、そして遺伝の学習をします。

そして、家庭科では命のいとおいさということで、赤ちゃんと直接触れ合うという、そして赤ちゃんが生まれたお母さんとも語り合うという、そういう学習をしておりますし、支え合う命という内容では、これも中学校の3年生ですけれども、社会科で社会保障について学ぶと同時に、家庭科で幼児の生活と家族ということで、保育園、幼稚園を訪問して、実際に育児体験をするといった、そういったこともやっております。

そうしたことを総合的にしながら、子どもたち自身が命の大切さに気づいてくれて守る、そして自分の命だけではなくて、ほかの人の命を大事にするという、そういった力をつけてくれればなということも思っておりますが、私としてはとりわけいじめが直接的に子どもたちの命にかかわることとして、大変重大な問題として捉えておりますので、基本姿勢として、いじめというのはどの学校でも、そしてどの子にも起こり得るものだということについては、これはすべての先生方に認識していただきたいというふうに思っておりますし、いじめというのは、社会が変わってあろうと、どんな社会であっても決して許されることではないという、そうした立場に立って、絶対にいじめをしない、それから見逃さない、そしてさせないということについて、これは子どもたち自身も先生方もそういう思いで毎日を暮らしていただきたいというふうに思っております。

そういう場合に、教師というのは常にいじめられている子どもたちの立場に立って、その子を守り切ることを、そして自分は教師としてあなたを守っているということを言葉と行動で示すというこ

とを、これからもすべての先生にそういった姿勢で取り組んでいただきたいというふうに思っておりますし、教師一人の力で守り切れるということではありませんので、学校全体で取り組むこと、あるいは家庭や地域社会と協力して取り組むこと、とりわけ最近、いじめの問題で非常に深刻な部分というのがございますので、そういったことについては例えばカウンセラー、あるいは警察、あるいは幅広く人権擁護委員の皆さんといった、いわば第三者の皆さんの力をかりてでも、少しでも解決を早くするというふうに努めていきたいというふうに思っております。

(4番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ありがとうございます。新聞紙上では、毎日のように、いじめに対する実態調査が今発表されております。今、教育長がおっしゃいましたように、教師と児童生徒との触れ合いを大切に、心の状態や変化の把握に努めていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、2番目の障がい者の就労支援についてということでお伺いしたいと思います。

先日、郡上市内に住む36歳の青年にお目にかかりました。彼はとても明るい好青年で、ことしの秋、開催されるぎふ清流大会にもバスケットの選出として出場するため、毎日練習に汗を流していると、瞳を輝かせて語ってくれました。その彼が23歳のとき、仕事中大けがをしまい、それ以来、車椅子の生活となりました。

現在、労災年金もあり、ぜいたくをしなければ自分一人生活していけるのですが、定職を持ち仕事がしたいと、ハローワーク等で仕事を探してみえました。せっかく仕事があっても、車椅子ということになると、バリアフリーの対応やら、特に身障者用のトイレの問題で、なかなか就職ができないそうです。

以前、私は、中部電力が障がい者雇用を促進するために設立した子会社、中電ウイングを何度か見学させていただき、大変感動したことがあります。現在、身体、知的、精神の障がい者52人を含めた72人が勤務し、プロ意識を持って働く社員の姿が見学者に高く評価されているようです。また、担当者の方が、一生懸命働く姿を見てもらい、障がい者に対する偏見をなくしたいと語っていただきました。

岡山県の総社市というところでは、障がいのある人の就労を全面的にサポートする取り組みを進めてみえます。自治体が力を発揮し、障がいを障がいと思わず、普通に生活できる社会をつくりたいと意気込む市長が先頭に立ち、2015年度末までには1,000人の就職実現が目標だそうです。

まず最初に、郡上市では、障害者手帳を持ってみえる方は現在どれくらいおみえになるのでしょうか。そして、あわせて障がい者の法定雇用率と郡上市の現状について教えていただきたいと思っております。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） それでは、ただいまの質問の中で、郡上市内での障がい者の手帳を持ってみえる方がどのくらいみえるかということと、若干福祉的な立場での現状について御説明をまずさせていただきます。

障がいのある方に対します手帳の交付は、今お話がありましたように、身体障がい者の手帳、療育手帳、それから精神保健福祉手帳、3種類がございます。身体障害者手帳につきましては、身体機能に何らかのふぐあいがありという方に交付されるものでありまして、1級から7級であります。手帳は6級までであります。1級を重度という言い方をしておりますけれども、4月1日現在、身体障害者手帳の持ってみえる方は郡上市内では2,695名の方でございます。

それから、療育手帳でございますけれども、これは乳幼児から知的に障がいがある児童の方、それから発達障がいにより日常生活に支障を来す児童の方等々に交付される手帳でありますけれども、通常は療育のAとかBとかという言い方をしておりますけれども、療育手帳を所持されておられる方は350名でございます。

それから、精神保健福祉手帳であります。これは幼児期から知的障がいということではなく、中途からの障がいとして精神的な疾患を持たれた方とか、薬物依存でありますとか、アルコール依存とかいうこと、それからアルツハイマー病等々の認知系の病気になられた方などに交付される手帳でありますけれども、精神保健福祉手帳の所持者の方は366名ということで、4月1日現在で、郡上市内では3つの手帳を合わせますと、3,381名の方が手帳を所持してみえるということでございます。

そのうち、今の就労に関係します。いわゆる生産人口といいますか、18歳から64歳を仮に生産人口といたしますと、その年齢層での身体障がい者の手帳をお持ちの方は560名でございますし、療育手帳の所持者の方は205名であります。精神保健のほうは二十から64という、ちょっと年齢が2歳上がりますけれども、238名ということで、いわゆる生産労働的な年齢層での手帳の保持者というのは約1,000名の方であるというふうに思っております。

また、就労に関しまして、これは職業安定所のほうからちょっとお聞きしましたけれども、これは平成22年度でございますが、いわゆる有効求職者数ということで、障がいをお持ちの方で就労を希望されておる方でありまして、身体障がい者の方では49名、知的障がい者の方では17名、精神障がい者の方では25名の方が、職業安定所のほうに登録されているということでございます。

また、既に就職をされておられる方は、身体障がい者の手帳をお持ちの方で83名、知的障がい者の方では36名、精神障がい者の方では21名、約140名の方が既に就職はされておるということでございますので、よろしくお願いたします。

(4番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ちなみに、総社市では、障害者手帳を持ってみえる方が約3,000人、昨年4月以降、市長みずから取り組みを宣伝し、市の福祉課も企業に協力を頼んで回り、ことし4月までに483人が就職できたそうです。これは、国の助成制度や雇用を生む方法を研究した結果だそうですが、決して順調な人ばかりではなく、就職と離職を10回近く繰り返している人もいます。

反面、障がい者の雇用は初めてで、どのくらい仕事ができるのか不安だったが、今はどんな作業も一生懸命、僕でもあそこまではできん、適材適所だと評価してみえる雇用主さんもみえるということです。

企業は社会貢献ができ、従業員同士助け合う気持ちを養えると利点を上げる一方で、景気が悪く、企業がリストラを進める中で、社会福祉事業を両立するのは難しいとの指摘もあります。

私は、この青年に出会って、こういう若者が喜々として生きていける環境づくりをすることが、郡上市にとって最も大切なことであると思いました。市としての障がい者の就労支援事業へのバックアップについて、お聞かせいただきたいと思います。

○議長(清水敏夫君) 商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長(蓑島由実君) まず、先ほどお尋ねがありました法定雇用率のことを申し上げさせていただきます。

障害者雇用促進法に定める障がい者の法定雇用率ですが、これは従業員56人以上の民間企業では1.8%を下回らないこととされておるところです。それで、郡上市内での実雇用率ですが、実は毎年、ハローワークでは6月1日現在で公表しておりますが、24年度の数字についてはまだ公表がされておられません。済いません、23年6月1日現在の市内民間企業の実雇用率は1.45%でございます。

ちなみに、22年の同時期の数字は1.39%ということで、22年から比べると23年は少しずつ進んではきておるところですが、まだまだ法定の雇用率を達成はできていないところでございます。

それから、ただいまは障がい者の就労支援について、市としての取り組み等についてのお尋ねでございます。

今もハローワークというお言葉をいただきましたが、就労を希望される障がい者の方においては、ぜひたびたびハローワークへ通っていただいて、相談していただきたいと思います。なかなか市内では障がい者の求人というのは少ない実情もございませうけど、ハローワーク岐阜八幡では本当に親身になって、そうした障がい者の雇用について相談に乗っていただけますので、粘り強く相談に通っていただきたいと思います。

その上で、市としての制度でございますが、今年度から郡上市障害者雇用奨励金の制度を新設いたしました。国の特定就職困難者の雇用対策奨励金という制度があつて、それによって障がい者を

雇用する事業所を支援する制度がございますが、この受給期間が切れた後、引き続き同じ条件で障がい者を雇用していただく、そうした事業所に対して、市として雇用奨励金を出させていただくというような制度でございます。

どうした事業所がこれに該当するかというのは、ハローワークの名簿等で私どものほうではしっかりつかんでおりますので、しっかりそうした後の雇用を続けていただく事業所さんには、また引き続きそうした支援を続けていくということでございます。

それから、先ほどからも申し上げておりますが、市の雇用対策協議会、郡上市と商工会とハローワークと、それから市内の高等学校、特別支援学校が一緒になって、いろんなそうした市内での企業への就職のお世話をさせていただいておりますが、特に今年度、特別支援学校の先生方を市内の各企業を視察していただいて、そして市内にどういう職種があるのか、そしてそういう生徒さんを受け入れてくれる先がどのようにあるのか、その実態をぜひ把握していただくというような、そうした活動もことしやったところでございます。

また、この先、10月には就職を希望されるそうした生徒さんの模擬面接というような形でやって、ぜひ就職につなぎたいというような、そうした活動も予定しておりますのでございます。

それから、例年のことですが、秋から冬にかけて、就職戦線の終盤になってきても、まだなかなか就職が決まらないというような生徒さんもいらっしゃるわけですが、そういう生徒さんに対して、一人一人、それぞれ個別に就職先を見つけ、あるいは事業所を回って、受け入れていただけませんかというような、そうした地道な活動もやってきておるところでございます。

○議長（清水敏夫君） 健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） ただいまの商工観光部のほうからは、いわゆる障がい者の一般就労というような見地があるわけですが、健康福祉部のほうでは、なかなか一般の企業とかにお勤めができない方のためというか、いわゆる福祉的な就労ということで事業を推進しております。

郡上市内の中では、社会福祉協議会、それからぶなの木福祉会、NPO法人りあらいず和、それからNPO法人コミシス郡上、これらの4つの社福並びに事業所が9つの事業を展開させていただいております。その中で、9つの事業所で170名の方が、現在、障がい者の福祉サービスの事業所の中で利用されておられます。

なかなか賃金的には一般的なお金を得るといのは大変でありますので、いろいろお聞きしますと、月1万円前後というようなことにお聞きしておりますけども、それぞれ年金を受け取ってみえますので、年金プラスそれらの収入ということになっておりますけども、なかなかまだまだ一般的な就労の賃金としては低いなというふうに感じております。

それから、もう一つ、障がい者の方がそういう事業所で働くと同時に、いわゆる在宅で就業できないかというようなことがあるわけですね。特に、先ほどの青年のような方ですと、なかなか施設

的にも難しいということで、実は白鳥町に住民票がありまして、今、大垣市のソフトピアジャパンのほうでバーチャル工房ということで、在宅就労のことを一生懸命やってみえる方がみえます。この方につきましては、健康福祉部の情報番組「健ちゃん福ちゃん」で、5月から6月に取り上げさせていただきまして、ハンデを持ちながら在宅就労ということでPRさせていただきました。

その中では、いわゆる今はパソコンの時代ですものですから、パソコンをなるべく習得して、企業に雇用していただき、パソコンをつないで就業ということで、なかなか一般的な賃金まではつながらないというふうに聞いておりますけども、そういう形での在宅就業のほうも事業をやっておるという情報が入ってきましたものですから、私たちとしてもそのことをケーブルテレビを通じて市民の方にお知らせしたいということで、番組を作成させていただきました。

いずれにしましても、障がい福祉的な就労については、今申しました4つの社福並びにNPOの方々が本当に一生懸命雇用していただいているということでありまして、市としてもできる限りの支援をしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ありがとうございます。いずれにしましても、9月は障害者雇用支援月間となっております。障がい者の方々の職業的自立を支援するための積極的な障がい者雇用を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に入りたいと思います。城山公園を桜の名所にとということで、質問させていただきます。

秋はもみじの紅葉がとてもきれいで、郡上八幡のシンボルとして、いつのときでも城下町を見守っているかのような八幡城、それは長い歴史とともに、私たちの町の最大の誇りです。毎年秋にはもみじまつりと称して、城山公園一帯でさまざまなイベントが行われ、多くの観光客が訪れています。以前には、ブツリ、ツクバネとか、今では聞きなれない草木がたくさん、四季を通して心の和む城山公園だったと聞いています。

私たち女性・虹の会では、いつのときでも春になると桜談義が始まります。「商工会館前のあの桜はこないわれがあるんやよ」とか、「愛宕公園のあの桜は」というふうです。きれいな花を咲かせるために、誰も見ていないところで黙々とその準備している姿は、何か私たち女性の生き方に共通点があるのではないのでしょうか。

この城山公園一帯を、秋だけではなく、近い将来、桜の名所にしたらどうでしょうか。高速道路から見える桜の満開の城山は、きっと観光客の方にもこの町でおりにみたいと思わせる新たな郡上八幡の名所として、あの有名な高遠の桜と肩を並べるものとなると思います。

城山周辺を整備される構想は、現在、郡上地域活性化協議会で取り組んでみえるとお聞きしてい



ます。ぜひ、市民一丸となって、桜の名所を実現させたいと思います。できれば合併10周年の記念事業として、自治会を初め小学生、中学生にも参加してもらい、みんなで植樹できれば、とてもすばらしい活動になると思います。

桜の苗木の調達にもいろいろ手を挙げる分野があるとお聞きしていますが、例えば1本1,000円でも自分の桜として植樹できれば、これもうれしいことだと思います。また、八幡町を訪れられる有名な人たちにも協力していただき、その人の桜として名札のついた写真を送ったりしても、八幡町への思い入れが強くなり、効果が上がることと思います。

もし、こんな構想が実現の運びとなれば、桜の苗木の調達、城山の地権者の問題、専門家の御意見等、いろいろ課題が出てくると思いますが、市として、今後、城山公園整備にはどのような計画を持ってみえるか、考えをお聞かせください。

なお、欲張りなお願いですが、寒桜なども考えていただけると、一層すばらしい名所になると思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） 城山公園につきましては、今、議員さんおっしゃいましたとおり、市民の憩いの場であり、また健康づくりの場であるとともに、ああした歴史文化の由来から、観光の資源という意味でも大きな意味があると思います。

城山公園の整備の計画につきましては、平成8年度に旧八幡町が計画を策定されて、年々順次整備を進めてきているところです。ハードのいろんな整備と、それからソフトの事業をやってきておるところです。

例えば、平成9年、10年、11年度には、城山の登り口から積翠園までの道路の拡幅整備等をやってきておりますし、11年度、12年度には、花の森の事業としまして、城山の西側全面、北側の尾根沿い、あるいは小野側のほうとか、そちらのほうで針葉樹を間伐し、桜とかもみじを植樹してきております。

また、年々、その他と修繕物、いろいろやっておりますが、21年度には天守閣の東側のあちらの針葉樹を間伐したり、あるいは松枯れの防止の措置等もやってきておる、また22年度には前年度に間伐したところにもみじを30本植樹したりとか、あるいはトイレのところの枯れた桜を4本伐採して、かわりの例の墨染めの桜といういわれのある桜を植樹したりというような、そうした活動をしてきております。

お話にもありましたとおり、郡上活性化協議会のほうでも、16年度、17年度に桜の植樹等も行ったり、あるいは肥料を施肥したり、雑木の枝を剪定したりというようなことで、いろいろと環境の整備に手を入れておられるところでございます。

こうした長年の活動からして、現在のところでは、天守閣の周辺はどちらかというともみじを主体にしておりますし、それから山内一豊公の銅像のあります城山公園一帯では桜を主体にというようなことで、一定の植生の分布をされているようなところでございます。

実際のところを申しますと、これまでにおよそ桜としましては六十数本植えられてきているというようなことでございまして、現地一帯では樹木というものがほぼ飽和の状態にあるといえますか、なかなか新たに植樹する余地が余りほとんどないような状態でもあります。

御提案のように、市民を挙げてのいろんな植樹、あるいは有名人と一緒に植樹といったおもしろい企画も大変よい御提案だと思わせていただきますが、どうでしょうか、八幡の中でもう一方の桜の名所であります愛宕公園とか、その他の公園等で植樹することも考えてはどうかと思っております。

また、イベント物でも、桜をテーマにしたイベントというのも大変よろしいかと思うんですが、秋にはもみじまつりというようなテーマで盛大にやっておりますが、春につきましては町なかのほうで郡上八幡春祭りというようなことで、既にそうした地域の方々の催し、催事が行われておりますので、市が主体となつてのイベントというのはちょっとまた考えたいということでございます。

今後も、そのように城山がより多くの人に愛され、そして訪れていただけますように、良好な維持管理に努めて、そしてまた桜の情報も発信していきたいと考えております。

(4番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ありがとうございます。飽和状態ということでしたら、ちょっと無理かなと思いましたがけれども、また八幡の新たな名所として、そんな夢も描きたいと思いました。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長(清水敏夫君) 以上で、田代はつ江君の質問を終了いたします。

昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。よろしく願いいたします。

(午前11時39分)

---

○議長(清水敏夫君) 定刻になりました。休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時01分)

---

◇ 美谷添 生 君

○議長(清水敏夫君) 17番 美谷添生君の質問を許可いたします。

17番 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） 昼から1番目でございます。大変眠たくなる時間だと思えますけれども、よろしくお願いいいたします。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。まず、自然エネルギーの活用についてであります。

再生可能エネルギーの利用につきましては、昨年の東日本大震災で原子力発電所の事故があり、国家的な課題として大きくクローズアップされてきました。そして、一極集中型から地域分散型への関心が高まっているように思われます。つまり、エネルギーの特に電力の地産地消が、重要性が認識されてきたとも言えると思います。

一極集中型のエネルギー施設は、設備投資に多大な金がかかり、そのかわり雇用は少なく、富は一極集中しやすい、そして分散型を前提とする再生可能エネルギーは多くの雇用を生み、富を分散させる、そして地域内でお金が循環すると、お金の流れができれば人のつながりも強化され、地域のコミュニティが豊かになると、こう言われております。エネルギーの地産地消、このことのメリットは絶大であると思います。

今まで、小水力発電について再三質問してまいりましたが、本年、小水力発電研究事業が発足をされまして、積極的に取り組んでいただいておりますので、早期の成果を期待しておりますので、よろしくお願いいいたします。

今回は、太陽光とバイオマスについてお伺いいたします。

今年7月より、再生可能エネルギーによる電力の固定価格買取制度が施行されたこともあり、全国各地でさまざまな規模の太陽光発電が行われるという報道があります。大きくは、オリックスが3年間で540億円を投じて20万キロワットの発電を目指して、メガソーラー事業に参入する、様子を見て30万キロ、40万キロというふうに拡大していこうということが言われております。

また、名古屋のある会社では、工場の屋根に出力1,000キロワットのメガソーラーですが、太陽光発電事業に参入すると、このことにつきましては事業費を3億円というふうに報道されておりますし、郡上にも縁のある大同メタルさんは出力1,500キロワットのメガソーラーを関の子会社の工場の屋根に設置するというような発表もされております。

私は、先般、長野県飯田市中で、メガソーラー発電の施設を視察に行く機会がございました。飯田市は、環境文化都市として、再生可能エネルギーを生かしたまちづくりを掲げて、おひさま発電所・設置プロジェクト、あるいは市民参加の発電ファンドの実践、木質バイオマスの普及拡大、小水力発電実証事業等も実践されておまして、全国的なモデル都市として多くの来訪者があるとお聞きし、私も大変参考になり、感心してきた次第でございます。

飯田市のメガソーラーであります。ここは市有地を提供して、中部電力が出力1,000キロワットの発電所を建設したもので、ここは工事費は7億円かかったようであり。また、飯田市では、

民間の建物等を利用した市民参加の太陽光発電も実施されておるようでありました。

そこで、太陽光発電についてであります、市内でも積極的な取り組みがなされておりまして、市の住宅用太陽光発電システム設置に対する補助事業もあり、既に200件余の設置がされていると聞いております。太陽光発電事業につきまして、今後のあり方と現在の総出力と今後の計画についてをまずお伺いいたします。担当部長のほうで、よろしく御答弁いただきたいと思っております。

○議長（清水敏夫君） 美谷添生君の質問に答弁を求めます。

商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） 昨日の答弁でも一部申し上げましたが、太陽光発電につきましては、まだまだ性能は進歩の途上ではございますけど、民間の認知度が非常に高く、また関心も高く、設置が進んでいるという状況でございます。価格面でも、欧米のものとか中国製品に比べると、3割から5割以上高いというような状況ではありますけど、今後、需要がどんどん増加し、あるいは性能がずっと高まってくる中で、価格も今後下がってきて、そして普及がどんどん進むというような、そうした説がいろんなところで見られているところでございます。

1,000キロワット以上の大規模な発電のメガソーラーの施設につきましても、おっしゃいましたとおり、全量固定価格買取制度が始まったことから、全国的には非住宅建物とか、あるいは電力事業用のいろんな設備投資がどんどん計画され、始まっているところでございます。

郡上市内においてはどうかということでございますが、以前の市のエネルギービジョンでもしっかりと分析がされたところでは、郡上市は年間の晴天日とか日照時間において、非常にかなり全国からは劣るというようなこと、あるいは積雪というような支障もあること、それからまとまった用地を確保する必要があることなどから、なかなかこの地方では採算面も含めまして、建設話というのはなかなか進まないというような状況でございます。今後、検討はされるかと思いますが、建設までということはちょっとなかなか見通せないというところでございます。

単純な1つの資料として申し上げますが、きのう申しました太陽光発電の、現在、中部電力と売電契約をしております一般家庭用が201件、それから事業用が2件、市内でございますが、これらの発電の総量としましては、フル稼働した場合には中電の話では約1,000キロワットの能力があり、これはおよそ102世帯分の電力を賄える電力だというような試算もございます。

あと木質バイオマスの発電につきましては、こちらも全国で徐々に建設はされているところでございますが、まだ現状では発電の技術、機械設備の技術そのものがしっかりと確立されたものではないというようなことを聞いておりますし、また先例では採算面で非常に厳しいというような話も聞いているところでございます。

（17番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） ただいまの部長の説明でございますと、なかなか採算がとれんので、郡上では無理ではないかというふう聞こえるような答弁でございましたけれども、私は太陽光につきましてはどこでも同じようにあるということ、また影になるところ、特殊なところを除けば、かなりできるのではないかなというふうに思います。

また、まとまった土地ということも言われましたけれども、メガというような大きいものをつくらうと思うと無理かもしれませんけれども、もう少し小さいものであれば幾らでもあるのではないかというふうに考えます。

そこで、市有地、建物等の利用について、お考えをお伺いしたいと思います、これも新聞の報道でございましたけれども、長野県の須坂市では全国初の官民連携した売電、そして電気の地産地消を目指すとして、記事が紹介されております。

これによりますと、市内の中学校の校舎や体育館等の屋根、約1,000平米に最大出力100キロワットの発電施設を地元民間企業が設置し、中部電力に売電し、学校周辺の住宅に供給するという計画であるようであります。設置の費用は4,000万円ということで、これも民間の資金が投入されておるようではありますが、その収入が須坂では600万円を見込んでおられると。そして、この場合、市は固定資産税と施設の使用料金を受けるということになるようであります。

この地域で、お金と電気が回る仕組みを構築したいということだそうでありまして、市長は、「学校は公共のために存在すると、エネルギーに対する子どもたちの意識が高まることを期待したい、条件が整えば、他の学校でも進めていきたい」というふうに報じてありました。

市内でも、10キロワットから50キロワット級の太陽光発電事業へ参入ということについて、積極的なセールスが展開されております。

ちなみに、郡上市の電気を、一般家庭を賄うにはどのぐらい必要かということでございますけれども、郡上市の1万5,000世帯、これを太陽光発電で賄うとすると、出力1,000キロのメガソーラーで、先ほど部長が102戸というふうに言われましたけれども、飯田での説明では約300戸ほどが賄えるというような説明もありましたので、これをもとに計算していきますと、面積は約1万5,000平米ぐらいは要するということですので、出力を5倍としまして、5万キロワットの発電が必要ということになりますと、面積は75万平米ということで、75町歩の面積が要ると。どういう形にしろ、一ところでそれを調達するわけではございませんけれども、そう要ると。

きのうの一般質問の答弁の中で、現在、市の借地している面積が44万5,000平米近くあるというふうな答弁でございましたので、75万平米というのは郡上市の面積からしてみたら微々たるものであるということで、非常にこれは十分可能であると考えられるものであります。

太陽光発電に関して、市として今後どうかかわって、普及のためにどんな支援策を考えてみえるのか、お伺いいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） 住宅用の太陽光発電につきましては、民間の皆さんに意識も高めていただく、そして効果を実感していただくというような、いろんな意味も含めまして、今後も市として支援を続けていきたいと考えております。

ただ、売電を目的としたそうした発電事業に対しましては、ちょっと慎重に検討させていただきたいと思っております。

ちなみに、国の制度では、メガソーラーのそうした売電を目的とした発電事業に対して、メガソーラーでの補助金というのは特にないところでございます。

木質バイオマス発電につきましては、林野庁の補助事業があるそうでございまして、木質バイオマス産業化促進整備事業という、こうした補助制度があるということを知っております。

市としまして、そうした売電目的の発電事業への支援ということについては、なお今後の検討とさせていただきたいと思っております。

（17番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） ありがとうございます。売電につきましては、それで企業が成り立つというふうなことを目的で始められるということでございますので、そういうものについてはモデル的なものについてはあるかもしれませんが、今のところないということでございますが、国のほうも総力を挙げてと、まだエネルギー政策は出ておりませんが、原発に依存しない電力の供給ということからしますと、あらゆる資源を結集してやっていこうというような、そういうこともございますので、今後、何らかの施策があるやもしれないというふうに考えますし、無限にある太陽のエネルギーというものをどう生かしていくかということは非常に大切なことであると思っておりますので、今後とも注視していただきたいと思いますし、我々も勉強していきたい、こういうふうに思うところでございます。

次に、バイオマスについてでありますけれども、あわせて答弁いただいている部分もございしますが、バイオマスについては木材、あるいは草とか家畜の排泄物というような生物由来の資源のことを言うようでありまして、地域に固有にあるエネルギーでございます。

ここに、ちょっと遠いところの話でございますけれども、ドイツの事例をちょっと御紹介いたしますと、人口が4,000人ほどの小さな農村のようでありまして、その畜産農家でございます。数年前までは、牛を100頭、豚350頭を飼育する畜産農家であったようでありまして、狂牛病とか、大変肉、あるいは乳製品というようなものが安価で下落してまいりまして、なかなか経営が厳しいという局面のときに、牛と豚を全部売り払って、バイオガス発電施設をつくられたようであり

ます。

これは、年間100万キロワットという電気を生み、電力会社に販売して、熱につきましては余熱を近所の家庭等に供給して、業種転換された。畜産からエネルギーをつくる仕事に交換されたということで、これは家畜のかわりにバクテリアを飼って、肉の生産からエネルギーの生産に転換されたということで、バクテリアについては牧草であるとか、そういうものが必要でございますので、田畑といますか、ここは農地であります、農地を耕し続けていけると、環境も守っていけるといようなことで、今では畜産をやっていたときより経営は大変よくなったといような事例が、ある本に載っております。

また、東京の会社でございますが、バイオエナジーという会社だそうでありましてけれども、この企業は廃棄食品、いわゆる生ごみからメタンガスを発生させて、余剰電力を売電し、残ったガス、また余剰のガスは都市ガスとして東京電力へ供給しておるといような記事が、これは中日新聞に出ておりました。

こんなことで、今では今まで使わなかったものを有効に利用する、これは人間の知恵でございますので、こういうことを当市でも導入していく必要があるのではないかと。広大な土地を有する郡上市は、森林を初め、バイオマスの事業に真剣に取り組んでいく必要があると考えております。

そこで、あわせて後を書いておきます廃棄エネルギーということでございますけれども、これは利用されずに捨てられているエネルギーを私が勝手に廃棄エネルギーというふうに呼んだものでございますので、ほかでは聞かんことだと思いますが、これは今まで使わなかったものをどうかして使えんかという思いで、こんなことを言うわけでございますが、ここでは市の施設である郡上クリーンセンターの焼却熱、あるいは環境衛生センターのし尿であるとか、生ごみを何とか利用できないかということを提案するところでございますが、このことについてどう思ってみえるか、御質問いたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

環境水道部長 木下好弘君。

○環境水道部長（木下好弘君） お答えをいたします。

少し具体的な現状と活用の可能性のようことになろうかと思っておりますけれども、少し触れさせていただきたいと思っております。

まず、環境衛生センターでございますが、こちらでは搬入されたし尿や浄化槽の汚泥、それから農集の汚泥について、脱水汚泥を一部事業系の仲介ごみとともに、現在は郡上コンポストとしまして、汚泥肥料として、いわゆる電気とか、今御提案の熱利用ではございませんけれども、肥料として資源化して、農地還元しております。

コンポストの生産に発酵装置を使っております、発酵原理としましては、脱水汚泥等の先ほど

例示がございましたバイオの関係になるわけですが、有機物の発酵分解熱、廃棄エネルギーという言い方になりますが、を利用しまして、発酵装置は適温が40度から60度でございます。これを保つために、現状の環境衛生センターのプラントシステムでは、脱水汚泥の発酵分解熱だけでは熱量が不足するために、過熱ヒーターを併用して、コンポストを生産しておるとというのが現状でございます。

ということで、例えばここに今御提案のものを組み込もうとしますと、一般的には汚泥を利用した発電等でございますが、消化ガス、メタンガスですが、メタンガスを使います。その関係ですと、消化槽という、水処理の工程でそういう施設が必要になりますが、環境衛生センターにつきましては膜処理のシステム、プラントシステムということで、最終沈殿池を持たない施設でございますので、分離槽に変えて膜処理施設を設置して運用しておるといような施設でございますので、この施設のままで利用しようとするすると、非常に大きな改修が必要になってくるということでございます。

また、郡上クリーンセンターにつきましては、これも御存じのとおり、ガス化熔融システムプラントを採用いたしまして、ごみと、それから下水道の公共下水のほうですが、脱水汚泥を焼却いたしておりますが、少し具体的なお話ですが、現在の施設の熱の利用という観点からいきますと、熔融炉で発生します熱を、押込空気予熱器という設備がございまして、これでまたガス化炉のほうへ戻しまして、熱についてはこの中で大方を循環利用しておるといような施設でございます。

それから、白煙防止のためにも熱を利用いたしまして、さらに温水発生装置を設置いたしまして、施設内の空調や構内道路の融雪水等に利用いたしておるといことで、現状としましてはこういう熱利用しておるといことでございます。

御質問でございますので、この施設で技術的に可能かどうかということとは別としまして、熱利用という観点で、この施設でどうやろうという観点で少し検討はしましたが、熔融炉では約900度ぐらいの熱がございまして。これをガス冷却塔で現在水噴霧いたしまして、急速冷却して五、六百度にしておりますが、この熱を利用するということは、もしそういう技術があれば可能になるかもしれませんが、ガス熔融システムプラントとしての技術があれば可能かもしれませんが、ただ現在の施設としましては、スペース的にもガス化炉から白煙防止等の施設につきましては、大体建物の2階から7階くらいまでをそれぞれの施設が階わたりの建て込みがされまして、その中に配管やら管理のためのデッキ等が設置されておまして、なかなかスペース的にもスペースがないというのが現状でございますし、仮に、仮の話ばかりですけれども、改修しようとしても、現在、2炉がございまして、この2炉を3カ月ごとに交互運転しておるといようなことで、その間に休んでいる施設につきまして修繕を加えながら、現在運転しているといような施設でございますので、この3カ月間に改修をということは日程的にも少し無理がありまして、物理的になかなか難し



いというのが現状でございます。

あと、資源化というところでは、こちらの施設では溶融スラグを資源化としてつくっております。平成23年度では約280トン作りまして、大方は市内の建設業者等で利用いただいております。というようなことでございます。

それから、郡上クリーンセンターにつきましてはそういうことですが、し尿の汚泥につきましては、先ほども申しましたように、消化ガスを一般的には濃縮汚泥の形で、濃縮汚泥を消化槽を利用するわけですが、郡上市内の公共下水、それから環境衛生センターの脱水汚泥量をちょっと調べてみますと、平成23年度で日平均約7トンという数字になります。

平成23年に国交省が下水道汚泥のエネルギー化技術ガイドラインというのをを出しております、この中でまず固形燃料化のほうですが、固形燃料化技術のケーススタディーというのが出ておりますが、これを参考にしますと、採算ラインはおおむね50トンということが試算では出ております。これから見ますと、現在、申しましたように、恐らく郡上市全体の公共下水、それから環境衛生センターの脱水汚泥量でも日平均7トンですので、絶対量が少ないというのが採算ラインでは現状であります。

一方、発電ということですが、発電につきましては、繰り返しになりますが、濃縮汚泥を、消化する消化槽の消化ガスを利用いたしますが、消化槽は一般的には濃縮汚泥の減量化のためなどに設置される設備でございますけれども、郡上市の下水道施設、それから環境衛生センターにも、先ほども触れましたが、消化槽を有する施設がないというのが現状でございます。

消化ガスの利用につきましても、国交省のケーススタディーで出ておりますが、ガスエンジンの場合には日平均で110立米の濃縮汚泥で、年間約86万キロワットアワー発電できるという試算がございます。これは八幡の都市環境センターの平成23年度の年間の電力使用量にほぼ匹敵する電力量が、日平均110トンの濃縮汚泥で発電できるというものでございます。

一方、郡上市の下水、し尿等のすべての処理過程での濃縮汚泥を、現在、正確な数字は出ておりませんので、脱水汚泥やら、それから農集につきましては濃縮汚泥が出ておりますけれども、推計いたしますと、大ざっぱな推計でございますが、大体日平均で40から50立米というふうに推測されます。

先ほどのケーススタディーで比較しますと、約半分程度の発電ということでございますが、現在、郡上市内には下水道関連の施設が35施設ございますが、いずれも分散しております。農集につきましては、濃縮汚泥を環境衛生センターのほうに運び込んでおりますが、公共、特環の施設につきましては脱水汚泥という形で郡上クリーンセンターのほうへ持ち込んで焼却しておりますということでございますので、公共、特環の分を濃縮汚泥という形で引き抜きまして、消化槽を利用したの発電ということを考慮しますと、新たに消化槽や発電設備、それから消化した後の消化汚泥になりますが、

この水処理施設や脱水設備等を有した施設をまた新たに建築するということになります。

(「環境部長、簡潔に」と17番議員の声あり)

○環境水道部長(木下好弘君)　そういうことでございますので、なかなか現有の施設では難しいというのが現状でございますので、お願いいたします。

(17番議員挙手)

○議長(清水敏夫君)　美谷添生君。

○17番(美谷添生君)　現状の施設では難しいということはおおよそ予測のつくことでありますが、細かいことは抜きにして、要するに資源としての可能性はあるということであろうかと思いません。ただ、今その設備がないと。

ただ、クリーンセンターで扱うごみにしても、衛生センターで処理しておるものについても、郡上に人口がある限り、ずっと続く永久の資源であるというふうに考えれば、今まではそれを処理するということでしたので、処理ということになると処理費がどのぐらいかということなんですが、それを資源として生かせないかというふうに考えれば、それは処理する分はかけても、まだそこで得るものがあるとするれば、非常に有益なものであるというふうに思いますので、検討していく価値のあるものだということがよくわかりました。ありがとうございました。

それで、今、企業や自治体などの大口向けに電力を販売する特定規模電気事業者というのがあるようございまして、これを新電力というそうですが、大口向けの電力の販売は2000年から段階的に自由化が進んでおりまして、現在、64社あるようであります。8月下旬ですが、静岡県の掛川市が庁舎等の公共の電気を中部電力から新電力会社に切りかえたというニュースがございました。

一極集中の電力会社の独占状態から分散型の電力生産へと、流れが変わりつつあることを実感したところであります。今後、このような事例がふえると思われませんが、市長はこのことについてどう思われますかということでございます。

それから、地域に元気と活力を呼び戻すために、エネルギーの自給ということは大きな力を持つものと思います。政府の方針や関連法、あるいは各種規制など、問題は多々あると思いますけれども、粘り強く取り組んで、エネルギーの地産地消を実現していく必要があると考えます。そこで、市長の御所見があれば、お伺いいたしたいと思います。市長、よろしく申し上げます。

○議長(清水敏夫君)　市長　日置敏明君。

○市長(日置敏明君)　いわゆる新電力からの調達ということにつきましては、ただいまもお話ございましたように、自治体でも幾つかのところでは事例があるようございまして。問題は、要は安定した電力ができ得る限りコストを安く調達できるということだろうと思っておりますので、よく検討したいというふうに思います。

それから、前段でもいろいろ御提言がございました。これから再生可能エネルギーというものは、

いろいろとこれから技術も進んでいくというふうに思いますし、私どもも広く目を凝らしながら、いろんな可能性については検討してまいりたいというふうに思っています。

(17番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） 大変ありがとうございました。時間が参りましたので、これをもちまして一般質問を終了させていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、美谷添生君の質問を終了いたします。

---

◇ 野田 龍 雄 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、6番 野田龍雄君の質問を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） こんにちは。共産党の野田龍雄でございます。お許しを得ましたので、通告に従って質問いたします。3点でございますが、時間がちょっと足りないかと思っておりますので、簡潔な御答弁をお願いいたします。

先ほども質問にありましたように、教育現場、非常に問題を抱えております。いじめの問題、教師の多忙、そして今回のように、自殺等によって出てきたアンケート結果を見ましても、岐阜県はかなり件数が多いという、1,000人当たりでしたか、件数にすると非常に多いと、トップやったんじゃないかと思っておりますが、そういう結果も出ております。

県教委では、愛知県でしたが、これを言ったのは、愛知県も多いものですから、非常に丁寧にアンケートをして、事実を拾い上げて、それに対する対応もしておるからだという言い方もありまして、それはそれで大事なことであるというように理解をしましたが、今日、こういった課題、そのほかにも若い青少年が将来になかなか希望を持ってないような今は状況になっておるのではないかと、こういう指摘もあります。

そういった中で、学校教育がどういう状態にあるのか、これは前にもお聞きしたことがあります。が、勤務状況の問題、非常に超過勤務が多いのではないかと、また家へ仕事を持って帰る方もあるというように聞いております。

先般の岐阜県の教職員組合が1,700名ほどのアンケートをしてみえます、現場の教員に。その中で、見出しに「さらにふえた時間外勤務」との見出しを出しておりますし、健康破壊ライン超えが75%、これは健康破壊ラインというのが週11.25時間を超える超過勤務ということだそうです。そして、過労死ライン、これは週20時間というふうに言っておりますが、これが44.4%あると、約半数に近いわけです。

しかも、中学校ではもっと高い数値が出ております。健康破壊ライン超えは90%以上、過労死ラ

イン超えは70%、こうした状況を改善するため、県の教育委員会は教職員の勤務負担軽減に向けた取り組みについてという通達を出しておるようであります。多忙化解消アクションという名前のようですが、この効果も余り出ていないのではないかと。これを見ますと、そんなアクションプランなんて聞いたことありませんというような現場の声が出ておるんですけれども、こういう状態のようであります。

郡上市においては、超過勤務の実態、これについては前にもお聞きし、改善されたというふうにお聞きしておりますけれども、実態はどうなっておるかどうか。それから、大変そういう中で、本当に健康を壊したり、病気になったりする人もいるというふうに聞きますので、そういった実態についてお伺いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 野田龍雄君の質問に答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、教職員の勤務の状況についてお答えしたいと思いますけれども、いわば超過勤務の状態が劇的に改善されているという状況では、残念ですけど、まだありません。小学校、中学校ともに、おおよそ9時ごろまでには大半の教員が帰宅しておりますけれども、小学校では午後8時までに帰宅している教員の数が約70%、中学校では午後9時までが同じく大体70%ぐらいです。その中で、仕事を家庭に持ち帰っているという教員が、小学校では55%、中学校では42%もあります。

したがって、学校を終えて、家にも仕事をもち帰っている教員が半数近くあるということですし、その中で教員がストレスを感じているといった場合に、どういう理由かというその理由ですけれども、小学校、中学校とも忙しい、いわゆる多忙感というものを上げております。これが小学校で29%、中学校で31%というふうになっております。

私たちとしては、どの先生も本当に健康で元気で子どもの前に立ってほしいというふう願っておりますし、子どもと一緒に過ごす時間をできるだけ多く確保してほしいということを考えております。そういう意味で、昨年から何とか小学校の先生を8時までには帰っていただきたい、中学校の先生はせめて9時までには帰っていただきたいということを、ある意味では時間のラインとして私たちが設定しておりますが、これを少しでも早めていきたいというふうに思っておりますし、先ほど御質問の中にあつたいわゆるアクションプランですが、これはまだ取り組み始めて間がないものですから、それもまだ大きな効果は上がっておりませんが、特に行事ですとか会議、あるいは校内研究や研修の進め方についてはより工夫していただいて、例えば今まで月に1回、職員会議を開いていたものを例えば2カ月に1回にするとか、あるいは資料を大部なものをつくっていたものをA4一枚におさめるとかいったような、そういうことによってでも少しでもいわゆる超過勤務の時間を減らしていきたいと。

特に、今後のことですけれども、学校はさまざまな教育活動があるんですが、取り入れている内容が非常に多いというふうに思いますので、学校の教育目標に合わせて、できるだけ精選をして重点化していただくということと、それから1人の力ではなかなか解決できないという問題が多いです。学校の先生方すべてが協力して仕事していただけるような、いわばチームとして取り組めるような体制をつくっていただくと。

そして、行事、それからいろんな作品募集、今、学校の教育現場にはあらゆる要望等がいろんな機関からたくさん寄せられておりますが、そういったものをすべて学校で受け持っていくということになってくると、これも大変なことです。そういったことを少しでも整理していくこととか、あるいはさまざまな問題が起きたときに、学校で処理する時間というのは非常に多くなっております。

ですから、今後は、家庭、それから地域社会、学校、それぞれが責任を果たすこと、そして役割を果たすということと同時に、協力し合うという体制を一日も早く築き上げていきたいというふうに考えております。

(6番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) この前もお聞きしましたし、そういった努力はされておるんやと思います。この実態を見ましても、8の日は比較的早く帰宅できますとか、これは8の日は早く帰りましょうというやつですね。早く帰るようにという声がよく聞かれるようになったとか、勤務時間を記録するようになって意識するようになった、これは個人の意識、会議、回数が減った、時間が短くなった、職員会議が隔月になった、こういうような格好で改善された、これは岐阜県全体です。郡上のことだけではありませんが、それなりの努力がなされておると。

しかし、例えばここで言うと、職員会議が隔月になったと、会議時間や書類を少なくと言われていたが、ほとんど改善されないと、こういう声もあるし、あるいは8の日に早く帰るように言われても、言葉だけで何も変わりません、ますますひどくなっているという受け取り方のところもあります。

そして、アンケートに見られるように、郡上では多少そういう努力されて、そして1時間なり、少しずつよくなったということですが、実際には5時半から職員会議があるとか、何か会議がある、それからなかなか帰りたいんだけど仕事があつて帰っていけないということを見ると、単なる今のかけ声だけではだめだと、具体的にそういうゆとりをつくっていかないと解消はしていかないと。

そういう中で、病気になる人、あるいはせんだつては、半年ぐらい前でしたか、小学校の新採の先生が亡くなっているというようなこともあります。その先生は、みんなの中で泣いて訴えて、私

の授業を見に来てくださいと、本当にうまくいكانのですと言ったんやけれども、なかなかそういうこともなされずに、相談に乗る人もなく、やがて学校へ行けなくなって、そして自殺したという話でしたが、そうなってはいけません。

せっかく先生になって、張り切って、楽しい、うれしいと言っていた先生が、数カ月後には自殺してしまつたと、こんなことになってはとてもいけませんので、そういった点では現場の先生方一人一人の様子をよく見ながら、本当に何を正していったらいいのか、そしてこのような多忙で大変な状況では、なかなかいじめの問題とか、それから個人個人のいろんな問題に対応して教育活動を進めることは十分できないのではないかと心配されます。

そういった意味で、今、いろんな努力しておることが幾つか言われましたし、方向としては、私はそういう子どもに接する時間を確保しながら、先生方のそういう教育活動ができるような方向へ進めていただきたいというふうに思いますけれども、まだまだ現実はそうではないという認識を持って、そして抜本的によくするためにはどうしたらいいかを考えていく必要があるというふうに思っております。

ようやく国も少人数学級を、大勢の人数では大変やということを考えて、1学年だけ、あるいはもう少し、まだ具体的にはありませんけれども、そういうような方向で進めようとしておりますけれども、郡上なんかでは学級数の人数が少ないほうが多いものですから、なかなか大きな声になりませんが、それでも郡上には数教室は40人を超えております。そういったところでも、30人学級、小人数学級にして、先生が本当に少しの20人から30人ぐらいの子どもたちを受け持って、十分取り組んでいけるようにすることが非常に大きな1つの方向だと思います。

これは郡上だけではできません。国の政治も変えていく必要がありますけれども、そういった要望もぜひとも出していただきたいというふうに思います。少人数教育ということで、これは臨採の方、講師の方が入っておるようですね、県のあれで。そういう人が入っておるんですけど、それは全部の時間をやるわけやなしに、一定の時間、算数とか国語とか、そういうようなところに限られてやっておるんやし、そういう1つのクラスを2つに分けると、その打ち合わせから準備から、私は大変やというふうに思っていますので、なるべく例えば少人数学級にして、十分子どもたちを見ることができるよう教育の方向を目指していただきたいというふうに思いますが、そういった点につきましての教育長の御見解もお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 今のお尋ねは、1学級当たりの子どもの数を少しでも少なくという趣旨だというふうに思いますけれども、そのことは大変大事だというふうに思っておりますので、これは国の定数にかかわる法によって決められている数ですので、私どものほうでそれを大きく変えるということはなかなか難しいですけれども、30人学級、あるいは少人数として20人の学習集団という

ような、そういった数がふえてくることは期待しておるところです。

御質問にあったいわゆる非常勤の問題ですけれども、これは郡上市内では、今、少人数指導のための非常勤の職員が8名配置されております。これは県が採用いたします。それから、小学校で教科担任としても4名配置されておりますので、こうしたいわゆる非常勤の人の働きによって、いわば学級担任の仕事が軽減されているということは現実にたくさんありますので、そうした非常勤の先生方の努力については大変敬意を表しているというところ です。

ただ、非常勤職員の場合に、今お話があったように、持ち時間数の関係で、2校をかけ持ちであったりというようなことがあって、これは勤務の状況でいうと、大変厳しいというところがありますので、できれば隣接した学校で勤務していただくような配慮をすることですとか、あるいは1校当たりの時間数をもう少しふやしていくとか、そういった工夫については、今後、県の教育委員会と協議しながら、少しでも勤務の状況が改善するように努めていきたいというふうに思っております。

(6番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 今、非常勤講師の場合、これは県の採用で8名というふうに言われましたか。ちょっとこの間、お聞きしておったのと大分違うんですけれども、延べで27名というふうに聞いておったんですが、ちょっとその説明と、こういう県のほうはこれは県が採用されるんやないかと思えますけれども、市で採用する場合に、どうも学校の校長さんあたりがあちこち行って頼むというようなことがしばらく前にあったんですけれども、そういう現実は今もあるのかどうか、これもお聞きしたいと思います。

○議長(清水敏夫君) 教育長 青木修君。

○教育長(青木 修君) 今、非常勤職員につきましては一部を申し上げましたので、数字が合わないかと思えますけれども、少人数指導での非常勤が8名です。それから、小学校の教科担任で4名、それから特別支援学級が設置できなくて、特に支援を要する子どもたちがいる学級のために、いわば適応支援という形で5名、それから中学校でその学校に例えば美術の免許を持った職員がいないといった場合に、免許外担当を解消するための非常勤として9名、それから小学校が1学級で例えば1人しかいなかったと、それが中学校へ行ったときにいきなり40人学級になった、そういう激増ということで、いわば小1プロブレムを解消するための激増緩和ということで1名、これで合計が27名という数字になると思います。

それから、市のほうとしては、小学校の支援員が24名、それから中学校には相談員と支援員、これは支援員の中には中国語の指導も含めて計算しておりますけれども、13人配置しております。

御質問の中にあつた校長先生が大変汗をかいて探すと、それは現在はありませんので、市のほう

でいろいろつてを頼って、市の採用分についてはお願いしながら、こちらのほうで各学校に配置するという、そういう状況です。

(6番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) ありがとうございます。

いじめ問題が、今、大きく問題になっておりますけれども、新聞できのうもおとついてもそういった報道がされております。何か余計に厳しくいろいろしていくのかなという感じの報道もあったんですけれども、これは子ども相手、人間相手ですので、本当に子どもの人権を大切にするという立場で、先ほど言われたわけですが、そういった対応をしていただきたいと思いますが、私、郡上高校のすぐ近くに住んでおります。いつもあそこを行き来しております。子どもたちは、いつも元気な声で「こんにちは」と言いながら、部活動したり、学校の帰りに行きます。

私は犬の散歩をちょいちょいするものですから、いつも会っている顔ってだんだん友達になるんですね。聞いてみますと、非常にいい子がいっぱいいます。今の子は本当にいい子が多いなというふうに思うんですが、逆で言うと、ちょっとおとなしいのではないかしら、僕らのころはそんな道で通るおじさんに挨拶するような子はいなかったんです、昔は。

このころは挨拶、挨拶と言いまして、そういったことを大事にしたり、あるいは私は地下道がありまして、ごみを時々拾っているんですが、そうすると御苦労さんと言ったり、自分も一緒に拾ってくれたり、本当に子どもが何か優等生というか、いい子が多過ぎるなという感じがしています。

あのころはもっとぶつかり合って、自分を育てる時期ですので、失敗もしなければいけませんし、先生もちょっとは怒らないかん、こういう時期なんですけれども、そういう点で何か非常におとなしい子たちがふえておるのではないかという心配をしておりますが、それはそれとして、国際の調査なんかを見ますと、日本の青少年、将来に希望を持っていますかというのは非常に数値が低くなっておりますね。外国ではもっと高い、希望を持って成長していっておるなという、そういう調査があるんですけれども、そういう点で、私、心配しております。もっと世界に羽ばたく子どもたちを育てていく必要があるのではないかというふうに思います。

そして、そういう子たちが各地で活躍し、また郡上へ帰ってきてくれるというようなことが夢でありますけれども、そういった点について、これは非常に抽象的な話で申しわけないんですけれども、教育長としてはそういった子どもたちの将来に対して、今の学校教育、本当に応えているんだろうか、先日、教育方針をいじめの問題で言われたときも、それはそれでそういう大事なことであれば、基本的な立場をしっかりとさせてやる必要があるけれども、何かもう少し子どもの自由な発想、あるいは活動をもっと大事にしながら、本当の力をつけていくような教育が必要ではないかという



ふうに思いますので、そういった点についての御見解を伺いたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 小学生、中学生、それから高校生を含めてですけれども、私としては郡上の子どもというのは非常によく頑張っているというふうに思っております。おとなし過ぎるのではないかという、そういう御意見がありましたけれども、例えばボランティア活動に参加するという子どもたちの数が非常に多いんです。例えば、公民館の活動にも積極的に参加しております。そういう意味で、社会活動に参加するといったような、ある意味では社会性を1つは身につけているというふうに思っております。

それから、もう一つは、例えばロボットコンテストですとか、あるいは中学校の中体連の大会ですとか、それからさまざまなコンテストとか、そういったことについてもかなり積極的に挑戦して、いい成果を上げております。そういう意味では、着実にそれぞれの子が自分の個性や能力を伸ばしているのではないかというふうにも思っております。

また、この前も郡上おどりの小中学生の発表会をやりましたけれども、伝統芸能についても、太鼓であったり、あるいは踊りであったり、あるいは地域のさまざまな祭礼行事であったりということについても、子どもたちは積極的に参加しております。そういう意味で、ふるさとを大事にするという気持ちも持っているというふうに思います。

ただ、おっしゃったように、これは郡上の子どもたちだけに限りませんけれども、日本の子どもたちというのはある意味では自分に自信がなかなか持てない、それから将来になかなか夢を持てないというふうに回答している子も確かです。

ですから、私たちとしては、先ほど申し上げたように、まずは郡上のことを子どもたちによく知ってもらおうということと、それから先ほども触れましたが、例えば伝統芸能ですとか、あるいは伝統的な文化を大事にするといったこと、そしてさらにはいろんな挑戦の機会を準備しながら、どの子もそれぞれにやり切ったという体験をしてもらうこと、そして地域の大人の方からいろんなことを学ぶことができるというようなこと、そういったことを幾つか組み合わせながら、着実に来ている子どもたちを育てていきたいというふうに考えております。

ぜひ、そういつて頑張っている子どもたちに対してエールを送っていただければ、なお子どもたちも一層励みになるというふうに思っておりますので、体育祭の機会ですとか、あるいは運動会の機会、あるいは学習発表会といったような機会に、学校を訪問される方が多いかと思いますが、子どもたちに対して頑張りをぜひ認めていただきたいなということを思っております。

（6番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） そういった面もちろんあると思いますし、大人がみんな育てていく必要

があるというふうに思います。

それでは、2点目の市民の暮らしを守る福祉の充実が大切やという問題についてお聞きします。

1つ目は、勤労者の所得はこの数年、下がり続けております。10年以上です。恒久減税の廃止とか、国保税の引き上げ、年金保険料の引き上げや年金の支給費の引き下げ、社会保障の種々の削減などで、市民の暮らしは非常に苦しくなっています。先日の国会では消費税の引き上げが議決され、ますます暮らしが大変になろうとしております。

自殺や孤独死が報道されていますが、郡上市の状況はどうでしょうか。若者の雇用が困難であり、就職しても給料が大変低い状況にあります。市税や国保税の滞納なども心配されていますが、そうした世帯に対してどのような対策がとられているか、お伺いいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えいたしたいと思います。

まず、自殺の問題ということでございます。

これは、1つの生きづらさの指標といえますか、そういうようなことで、非常に大切な問題だというふうに思っておりますけども、ここ数年の状況を申し上げますと、ずっと平成11年ごろから郡上市の市内の自殺者というのは大体十四、五人、毎年毎年あったと。1桁台の年がその間に少しずつ挟まっているというようなことではございましたが、平成20年に16人ではございました。

その後、市のほうもいわゆる自殺予防のための協議会等を取り組んでまいりまして、平成21年が9人、22年が6人ということで、これは1つの取り組みの成果などもあるのかなと実は思っておりますが、昨年23年は16名ではございました。ことし24年は既に6月までで6人ということで、こうした自殺予防対策というようなものの難しさというものを痛感しておるわけでありましてけれども、だから難しいからといって手をこまねいているわけにはいかないので、今は命の支え合い協議会というような形でございますけれども、懸命に関係機関、関係団体が手を組んで、1人でもそうしたことでそうした道を選ぶ方の少なくなるようにと取り組んでおります。

いろいろと普及啓発活動ですとか、あるいはまた相談員の設置であるとか、あるいはハローワークであるとか、行政書士会であるとか、そういった方々と連携して、ワンストップサービスというようなところへ相談員が出かけていって、いろんなもろもろの悩みの中のいろんなネットワークにひっかかってくることもあるわけではございますので、そういった対応をいたしております。

あるいは、自死遺族の家族の方々と話し合う会というようなものも持って、いろんな対応をしておりますが、しかし厳然たる事実として、そういう形の数字が示しておりますので、行政としてさらにどんなふうに取り組んでいけるか、真剣に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、大変御指摘のように厳しい経済情勢の中でありまして、いろんな意味で市税の滞納

であるとか、いろんな問題も心配されるという御指摘もございました。国保税を例にとってみますと、昨年、国保税は非常に国保会計が厳しい状況にあり、片一方では非常に保険医療給付費が急増しているという中で、おおむね10%程度の引き上げということを被保険者の皆様方をお願いしたところでございます。

そのかわり、所要額の全部を国保税の引き上げということによらないで、おおむね引き上げ額と同じ程度の額を一般会計から約1億円繰り入れるというような措置をしたわけでございますけれども、昨年度の実績を見てみますと、そうした国保税の改定によりまして、確かに国保税の増収も約1億1,500万円ほど、皆様に前年度に比べて余分に納めていただきました。

そして、先ほど申し上げましたように、約1億円は一般会計から入れさせていただきましたが、その収納率、こういう形で国保税を引き上げますと、通常他市の状態でも2%から1%ほど収納率が落ちるということで、私ども心配しておりましたが、平成22年が93.81%、これは現年分でございますけれども、これが平成23年は93.05%と、かろうじて93%台ということは前年と同じように確保したと、それだけ御理解いただいて、納めていただいたというふうに感謝しております。

0.76%ほど収納率が下がったということでございますが、そういうことでお願いしておりますが、片一方でこうした確かに国保税、無理やり生活が苦しい方をお願いするということはなかなか困難な面もございますので、特に非自発的失業者と、みずから選んだ道でなくて、失業せざるを得なかったというような方々に対しては、国保税をお願いするときに、前年中の給与所得が1つの課税の標準になりますが、その3掛けといいますか、100分の30という形で減免するというような形の国保税の負担の緩和をさせていただくということで、この緩和を受けられた方が23年度は107人ほどおいでになったと、こういうことでございます。

(6番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 時間がありませんので、申しわけありません、そこに書いておいたすべてをお聞きすることができませんかもしれませんが、次の2番目のところの生活保護の認定の問題ですね。

これは、よくお聞きするんですけども、なかなか認定してもらえないと、お聞きすると、大変困難な生活をしてみえると。また、生活保護を受け取っていないけれども、非常に年金もほんのわずか、それでは大変やなという相談に乗るんですけども、なるべくお世話になりたくない、こういう気持ちがあるんですね、皆さんの中に。

それで、市へ行って相談したら、子どもたちがいると、その人に何とか援助してもらえないかというお話になって、本人は子どもたちが今本当に十分な生活ではありませんので、しかも子どもたちの子どもが学齢期になってお金がかかっていると、だからそういう子どもたちに世話になりたく

ないんやということで話すんですけども、でもそういう人たちにも少しでも応援してもらえないかという話があって、結局、それならというようなことで引かざるを得ないというようなことが現実にあります。

私は、生活保護を受ける経済状態の人の2割まで生活保護を受けていないという現実を、多くの方に知っていただきたいというふうに思います。中には、生活保護を受けておって、パチンコと喫茶店ばかりなんていう話も聞きます。その辺は私もよくわかりませんが、そういう収入のない方を何らかの形で社会的に救っていくという必要があるわけですから、そういった点について、最近はそのをたたくということが非常にふえております。心配しております。

安心して市へ相談に来て、そして何らかの解決策、医療扶助がいただけたり、あるいは住宅扶助については検討しようとかいうような格好で、何らかの支援をしていただけるような、そういう取り組みが必要ではないかというふうに思います。

そういった点で要望したいし、ここには介護保険について、今度、ことし変わりましたので、本当は詳しく聞きたかったんですけども、時間がありませんので、特徴的なことで変わったことについて、何らかの問題があるかどうかということだけをお聞きしたいと思います。生活をよくしていくということで、市が支援できることはないのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 生活保護の認定の問題というのは、確かに余りに厳しく差が過ぎると、本来受けられるものが受けられないという問題もあるかもしれません。

しかし、片一方で、これは国民、市民の税によって担われている制度でございますので、どれだけの生活費に充当できるものをお持ちであるとか、あるいはそういう扶養親族がいらっしゃるかどうかというようなことは、ある程度厳しく審査させていただくところの中で、必ずしも申請されたけれども認めてもらえなかったということがあると思いますけども、実態を申し上げますと、平成21年度、20年度あたりは、郡上市の生活保護の対象の世帯数が83世帯とか89世帯でございますが、その後、そうした申請等も出てまいりまして、22年度は105世帯、23年度は108世帯、24年度現在の8月段階で105世帯というような形で、そういう厳しさを増す中で、ある程度の申請にはお応えしていると。今後とも、それは市としても誠実に真摯に対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、介護保険についても、いろいろと時間がありませんので申し上げられませんが、1つは例えばデイサービスの開設時間が1時間ほど延びたといったあたりの中で、介護しておっていただく家族の方々から1つは喜ばれているという実情があるということがございます。

それから、訪問介護の問題については、野田議員も前に指摘もしておられましたが、時間と、それから訪問介護のいわゆる報酬といえますか、その区分が、いわゆる今まで1時間以内と1時間

以上というのが45分以内と45分を超えるものというような形で、若干改定されたというような中で、訪問介護の切り捨てではないかというような御指摘もあるようでございますが、今のところ、むしろ45分以内ということで、従来の1時間以内というよりも安い代金で介護してもらえんというようなことで、あるいはそれを超えると、従来の1時間以上より厳密に言うとは違って、45分から1時間以内のゾーンのところが少し従来より上がったということになるわけなんですけど、それ以上を超した場合も従来の1時間以上よりは安くなっているということで、訪問介護される方もでき得る限りそれぞれの御要望に応じるようにやっているということでございますし、市のほうに対しても今のところ著しいそういうことに対する不満は余り聞いていないというふうに、担当部局から報告を受けております。

(6番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) もう少し本当は業者のほうもそういった点で困難が出ていないかということも聞きたかったんですけども、また後で別個にお聞きしますので、よろしくをお願いします。

時間がもう来たようなんですが、ちょっと感想を言いまして、もし議長のお許しがあれば、一言、市長の御回答をいただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○議長(清水敏夫君) 時間の範囲内で簡潔をお願いします。

○6番(野田龍雄君) 最後の非核平和宣言都市、これについてですが、せっかく郡上市、そういう宣言をしているんですけども、具体的なアピールするようなことが非常に少ないような気がしておりますので、ここに上げておきましたいろんな展覧会とか語る会とか、できるといいなというのを思うので、そういった点についてどういうお気持ちでみえるかということと、2番目の平和市長会議に参加されておるといふのをお聞きしましたので、そのことについて一言、市長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長(清水敏夫君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 核のない世界というものは、私は理想として、誰もが望む状態であるというふうに思います。そういうことで、例えば原爆の悲惨さを理解してもらおうとか、いろんなことで非常に大切なことだというふうに思っております。

そういうことで、郡上市議会のほうで非核平和宣言をなされたわけでございますので、私、首長としてもそういう意味で、いわゆる平和市長会議という首長の組織がございまして、加入することによって、これにつきましては加盟の意思を伝えまして、平成23年の1月1日付でもって、その会議のメンバーとなっております。

今、やっておりますことは、ことしの夏も非常に市役所に入ったソファのあるところに被爆の実相等に関するポスター展というのを実はやったんですけど、余りPRが行き届かなかったかもしれ

ませんが、そんなことを市民の皆さんに見ていただくというようなこともしましたし、今後、例えば原爆写真展というようなものをいろんな市役所であるとか、振興事務所であるとか、そういったようなところに機会を捉えて、市民の皆さんに見ていただくということで、平和ということ、あるいは非核ということについての意識を市民とともに共有していきたいというふうに思います。

(6 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 野田龍雄君。

○6 番（野田龍雄君） ありがとうございます。時間を過ぎて申しわけありませんでした。

○議長（清水敏夫君） 以上で、野田龍雄君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時35分を予定いたします。よろしく願いいたします。

(午後 2時23分)

---

○議長（清水敏夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時35分)

---

#### ◇ 山 田 忠 平 君

○議長（清水敏夫君） 8 番 山田忠平君の質問を許可いたします。

8 番 山田忠平君。

○8 番（山田忠平君） ありがとうございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

行政改革についてでありますけれども、合併後におきまして、集中改革プラン、あるいは第一次行政改革推進等によって進められておった成果、課題を踏まえながら、平成25年から30年に向けて、第二次の策定検討に入る時期に至っております。

議会といたしましてもいろいろ改革の話が出ておりますが、今期、私たち総務委員会としましては、委員さんの熱い気持ちとしまして、各地域の自治会長さんとの意見交換ということで、各地域へ出かけておっております。幸いに、本当に皆様方から貴重な意見をいただきながら、そんなことを感じながら、この質問にも触れさせていただきたいということをお願いしておきます。

まず、最初であります、行政のスリム化と行政のサービスの課題についてを質問いたしますが、職員の削減と採用ということで2点、職員の採用については、議会行政改革特別委員会においても、先ほど言いました二次行政改革大綱の基本方針の案においても、将来の地方交付税の大幅な減少に対応するために、職員の定員管理の適正化、特にそういったことに取り組むことが上げられておるところであります、このことは合併以降、新規採用職員数を採用については退職者数の3分の1以内にするというような方針で、既に実施されているところではありますが、3分の1以内という

方針は果たして適当であるかということについても1つ触れるわけではありますが、市が目指している第二次に含めてもそうでありますけども、郡上市として全体の職員の数は人口何名に対してどういった人数を目途にしてみえるのか、あるいは先ほど言いました3分の1の採用では、このまま採用を抑制している場合には、将来的には特定の年代の職員の空洞化を招くようなことが考えられるのでありますが、職員構成がアンバランスにならないかということをおもうわけであります。

そういったところを踏まえて、また職員の採用については、優秀な人材を確保するために、県内外から広域的に募集されているところでありますけども、職員になっていただく以上は郡上市民になっていただいたり、あるいは地域の貢献をしてもらうことが重要でありますが、雇用については非常に厳しい社会情勢下のもと、地元の雇用の確保という観点からも含めて、Uターン者なども含めた市内の地元応募者の採用枠というようなことを設定することができないか、こういったことで職員の削減と採用について、まず2点、市長公室長にお伺いいたします。

○議長（清水敏夫君） 山田忠平君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、初めに2点、職員の定員適正化へ向けての取り組みと申しますか、そういう考え方についてということと、もう一つは地元採用ということでございましたけれども、まずこれまでの平成16年合併以来、郡上市におきましては、スリムで効率的な組織を構築しまして、合併による新たなまちづくりを進めるというふうな基本的な考え方、それから平成26年度以降、郡上に、これは皆さん、今、近づいてまいりまして、行政改革も第二次大綱策定というふうなうたっておるわけですけれども、地方交付税の大幅な縮減と申しますか、そういう事態へ向けて、合併時からの取り組みの中で、これは定員適正化計画と、こういうふうなことで取り組んできたわけがございます。

既に、平成24年4月1日現在952名、それからいわゆる普通会計と申しておりますが、一般会計のようなベース、そこで申しますと577名ということでございます、これまでに実質職員163名の職員削減というものを実現してきておるわけでございます。人件費ベースで見ますと、14億円ぐらいいなくなってきております。

これらにつきまして、基本的には仕事の中身におきまして、特に医療職でありますとか、あるいは介護福祉士、介護の仕事、あるいは福祉、さらには消防、保健と申しますか、保健師、こうした分野におきましては削減するということはなかなかできません。むしろ、トータルとしては、先ほど163名、全体としては減っておると申しましたが、普通会計と申しまして、一般職だけで見ると174名ということは、したがって、今申し上げました専門職に当たる医療職とか消防職、そういう職員につきましては11名、むしろふえておるような状況があります。

そういうことの中で、当初、定員適正化計画を考える場合の指標としまして、総務省が現在発行

しております。こういう類似団体別職員数の状況というふうなものがデータとして出ておまして、郡上市の場合は5万人以下で、産業構造の類型がこれに当てはまるというのが1の1というふうなパターンでございますけれども、5万人未満で産業構造の構成が郡上がこの類型に合うというふうなパターンの中でいきますけれども、全体で135団体ありまして、こういうものの平均値からいきますと、大体1万人当たり94.86人というふうな、そういうふうな構成になっております。

いろいろと勘案していく中で、財政の全体の規模に占める人件費の割合というのもございます。郡上市の場合は大体15%を占めておるわけですが、岐阜県全体でいきますと17.6%、これが平均値でありますけれども、いずれにしても最小の人員で最高の効果を出していくというのを目指しまして、先ほどのような専門職をある程度は維持していくという形の中で、当初480名というふうな職員目標を持ちましたので、そういうことからいけば、一般行政職につきましては、平均的にはずっと見通しができます退職者数というのが見通せますので、それにいわゆる勧奨退職をプラスしてはいきますけれども、それに対しまして3分の1補充をしていくというふうな発想を持ってきておるわけでありまして。

こうした場合に、全体的に考えた場合に、3分の1補充ということになりますと、単年度ごとに発想しますから、ことしは30人やめたから10人、来年は10人だったから3人とかと、そういうふうになりますと、確かに変動する要素が非常にありますし、先ほど御指摘のように、郡上市の場合には、今、逆ピラミッド構造といいますか、いわゆる職員の構成が50歳代の職員の占める割合が38%あるということでありまして、仮にあと10年移行しますと、それは非常に減っていくといたしますか、そういう状況があります。

これは、長い目で見れば20年30年と、そういうところへいったときのいわゆる職員構成というものも見通していく必要があると、こういうことは考えておるわけでございます。

したがいまして、ちょうど現在、第二次行革大綱との整合を図りまして、平成25年度から30年度へ向けての6年間、こうしたものの定員適正化計画を現在策定の作業に取りかかっているところでもありますけれども、ただいま申し上げた例えば指標といたしましては、財政の規模、特に歳出に占める割合というのを他市と比較の中でどの程度持ってくるかと、それから類似団体との比較の中でいきますと、例えて言いますと、岐阜県下でいきますと、1万人当たり職員数が多いのが下呂市、これは22年の統計ですけども、1万人当たり140人、それからその次が郡上市です。1万人当たり127.8人、その次が飛騨市で124.5人、それから山口市107.4人、海津市105.3人と、高山というのは非常に全国で本当に大きな区域を持っていますが、ここは91.5人ということでございます。

ですから、こうしたふうな事情を考えますと、以前から言われておりますような人口の1%というふうなものを1つの基準として考えながら、郡上の特殊要因というのを勘案して、設定していくということにつきまして、現在、作業を進めさせていただいております。



ただ、1つの変動の要因としましては、現在は国のほうで再任用ということは今よく言われますが、いわゆる国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針というのが総務省から出されておまして、退職共済年金の支給開始年齢が平成25年度以降段階的に60歳から65歳に引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないよう、再任用による雇用と年金接続というものを1つの基本方針として出されておるといことが、これ地方自治体としてはどう考えるかということになりますけれども、こういうふうな状況でありますとか、共済のさまざまな関係の経費が上がってきております。そういうふうなことと、先ほど逆ピラミッド構造等を勘案しまして、十分今の御指摘の点についても検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、もう一点、地元雇用につきましては、厚生労働省におかれましては、いわゆる応募者に広く門戸を開くと、本人の持つ適正、能力以外のことを採用基準にしないということを公正な採用基準を行うための基本とされておりますので、初めから郡上出身者というふうにするにはよほどの条件、例えば危機管理上、最低何分以内に職場に到達する必要があるとか、特殊な補助事業の条件があるとか、そういうこと以外の場合は基本的にはつけられないということがあります。

ただ、この3年間の実態をちょっと調べてみたわけですが、この間に49名の雇用をしておりますが、実際は医療職においては8名のうち7名が市外の方であります、そのほかの職種を見ますと、全体でこれを入れましても71%の方が地元雇用となっておりますし、地元以外の方も就職されて、こちらに住まれるという状況があります。

そういう形で、我々としても地元とできるだけ仕事柄、そういうことも考えながら、あるいは公正な採用ということも実現していくということを取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) ありがとうございます。もちろん雇用の均等、あるいは平等とか、また知識的なこともあります、今言われたように、地元で大分雇用者が多いようでありますので、そういったことを含めながら、また入っていただきたいということと、また先ほど言いました地域の自治会長会でも、例えば家族で複数勤務者があるのではないかとというようなことも意見も出ておりましたので、そんなことを含めながら、これも雇用の条件にいろいろなことがありますので、難しいかと思いますが、そんなことも配慮いただきながらということをおもっています。

続きまして、いよいよそういったことで職員が削減されていく中で、業務のあり方について、あるいは新しく入ってこられた若手職員の教育、育成について、それから今、市民協働に向かっているいろいろ言われておる地域自治力の向上を含めながらいくと、職員さんがやめられた後のOBの方へのいろんな形の協力参加をいただくようなことが問題かと思っております、業務のあり方についてで

ありますけども、例えば庁内において、全般に振興事務所も含めてのことですが、サービスの低下が危惧される中で、その部とか課の中ではその中の職員異動があらうと思いますけども、繁忙期においては部課を越えた応援体制、あるいは職域の中でそういう異動といいますか、応援体制ができるような形には今はなっておらんと思いますけども、民間で言えば、必ずこれは効率を上げたり、あるいは能率を上げるためには、そんなことを必ずやっついていかないとできませんのでありますが、そのようなことをまた新たにこれは検討する課題があるんじゃないかと思いますので、そのことと、それから特に若手の職員の方々は地元の地理的とか、あるいは地域的なこともなかなかわからない、体験することもないと思いますので、そういったことの職員の体験、地域を知ってもらう、特に郡上は広い地域でありますので、そんなこと、きょうも若手職員の傍聴がありましたけども、いろいろな方面で職員の意識高揚、あるいは教育の高揚ということで、取り組みをしておっていただくんですけども、その辺のことの体験も業務指導を行っているのかどうか、必要ではないかと思っておりますので、お願いしておきます。

それから、先ほど言いました職員へのOBの協力依頼でありますけども、これは以前も提言させてもらいましたが、地域によっては、この前も自治会長さんの会合に行きますと、当然、自治会長さん、あるいは地区長として活躍しておっていただくOBの方もみえます。それから、公民館の関係で活躍しておっていただく方もみえますが、またそれ以上に地域振興、あるいは防災面等も含めて、これはOBの方々は行政経験がありますので、そういったところで必ず一般市民と違う感覚をお持ちのことを、OBは退職後もいろいろそういったことを發揮していただくと、このことは大事かと思っておりますので、ある程度正式に要請みたいな形を何か出してもらわないと、なかなかどうかと思うんですが、そのことについて、今3点、業務のあり方、若手職員の育成、あるいはOB職員の関係について、市長公室長にお尋ねいたします。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、ただいまの3点ですけれども、1つは部、あるいは課を越えるということは、なかなか現実には難しい面があるわけでございますけども、事例で申し上げますと、災害時は当たり前ですが、例えば雪が降ったときに除雪に向かうというふうな場合があります。そういうときは、当然全庁体制の中で部では振り分けをしまして、大和地域のどこどこへ行きなさいと、こういうふうなことがありますし、また地域のいろんなイベントがありますけれども、郡上おどりとか、あるいはめいほうの音楽祭とか、いろいろありますが、そういう場合にもその地域だけでやるということは大変難しい場合が今はなっておりますので、そういうときは部課を越えて応援をしていくと、そういうふうな体制も、そういうふうな指示が出されるような体制として定着しております。

また、医療分野におきましては、公的医療機関が果たすべき地域医療体制を維持するために、病

院、あるいは診療所の連携のもとで、医師や検査技師等を、所属を超えて臨時的に支援させていただいておると、そういうふうな体制は今できてきておるということでございます。

また、振興事務所におきましては、初め市長部局で4課ありましたが、現在はこれを1課体制で振興課としております。スケールメリットで、1つの課、そして所長のもとに、この職員はこれだけの仕事ということではなくて、幅広い仕事が融通を持ってできるように、今、振興所は1課体制をとっておるわけですけれども、こういうふうなことで、徐々に取り組みをさせていただいておりますが、今の御指摘の点につきましても、必要なことに対応ができるように取り組んでまいりたいというふうにして思っております。

また、若手職員は、ちょうどきょう、傍聴に午前中来ておりましたが、これは職員が一番心配しておりますことは、異動で例えば高鷲に所属する、あるいは美並に所属するという場合に、その地域の土地柄、気候風土、歴史、文化、あるいは人の顔とか、そういうことがなかなかすぐは身につきかねないわけでありまして、行政をやらせていただく上ではこれは基本の基本ということになりますので、ことしから所長がみずから地域事情についてのそこに配属された職員に対して研修をするんだと、こういうふうな地域別職員研修というのをことし制度化といいますか、導入させていただきました。

まだまだ十分でない点はあると思っておりますけれども、人事課で行っておりますさまざまな研修、新人研修を含めまして、加えて地域事情の研修というものをしっかり振興事務所ごとに行っていくということについて、いろいろと努力させていただきたいというふうに思っております。

また、OBの協力のこともございましたが、自分も大和のふるさと祭りといいますか、行きますといつも思うのは、OBの方がそこにお見えになって、最後にテントの片づけまでしてみえるんですね。それが普通になっておるわけですけれども、大変いいことだなということがあって、これもお願いの仕方がいろいろあるとは思いますが、各地区の事情もあるでしょうし、これまでのやり方もありますが、そういういい事例を広げていくということにつきましては、我々としては努力していく必要があると思っております。

災害の例でいきますと、昨年秋、短時間豪雨によりまして、災害が小那比で発生するという事態がありましたが、あのときも実は職員OBによる被災状況の把握、あるいは避難誘導の適切な初動体制が、実は功を奏したという事例がございます。

そうした行政経験を持って、地域防災として今何をしたらいいか、あるいは組織をこうやって動かしていくということについて、多少身につけておる部分があるとしたら、我々としては職員OBにそういう点につきましてもちょっとお願いをしていくということが必要だなというふうにして思っておりますので、御指摘のようなことで、OBに御活躍いただくような、そういうふうな取り組み環境整備ということに努めたいと思っております。よろしく願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 続きまして、行政の情報提供と市民の皆さんの行政側との共有化でありますけれども、このことにつきましては、先ほど言いましたように、地域の意見交換に回らせていただくと、なかなか行政情報が十分伝わっていない、自治会さんあたりまでも行っていないということが実感いたします。

このことについて、それぞれの振興事務所の職員方も頑張ってみえると思いますが、もっと地域と、あるいは地域の会合に出たり、それから行政が伝えようと思うことの市の広報だけを配ればいい、あるいは紙面を配ればいいでなしに、内容の説明、伝達ということが特に重要でないかと思うんですが、その辺の取り組みがどうなのかということでもあります。

例えば、意見が出ましたことは、防災マップも配られただけで、全く私にはどうしていいやらわからん、この内容については説明がないもんでというようなことも言われた方もあるわけですけども、これは1つの例でありますけれども、ほかのことについてもいろいろ意見交換しておっても、このことは当然振興事務所なり、あるいは行政側からの十分な伝達がされておるのかなと思うと、違ったことが、意見が出ますので、どうか思うことがありますので、このことについての取り組みもぜひお願いしたいし、今、どういった状況で取り組んでみえるかということについて、公室長の考えを伺ってみます。

○議長(清水敏夫君) 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長(田中義久君) 市政広報といいますか、さまざまなチャンネル、あるいは媒体を、今ふえてもきておりますし、ホームページから、あるいはケーブルテレビでいいますと、データ放送が八幡エリアも含めて流せるようになってまいりましたので、いろんなことで我々も出すほうがちょっとふえてきて、それ結構大変な状況もあるわけですけども、しっかりお伝えしていくと。お伝えしたつもりだと言っては伝わっていないことがありますので、そういうことにつきましては十分取り組んでいるつもりではおります。

今の事例でいきますと、今年度、高鷲地域とか大和地域で作成を開始してきております土砂災害防止法によりますハザードマップづくり、これもありますが、こういうものにつきましては、これは総務部、建設部と関連する部があるわけですけども、作成の段階から各地域に職員が出向いて、地域の皆さんの御意見をお聞きしながら、地域と行政の情報の共有化のもとに、今、作成をしているということでありますので、今言われましたように、非常に大事な事柄につきましては出向いて、そしてお話し合いをしながら、一つ一つそれを情報の共有化、それから目的を共有化しながら、それじゃ何を分担してやっていこうと、こういうことのプロセスが非常に大事だというふうにして思っておりますので、防災に限らず市民にお伝えすべきことは、自治会長会での事前の御相談や周知、

あるいは団体の出前講座というものは今も持っております。さまざまな出前講座も今はインターネットで紹介もさせてもらっていますけども、そういうことにお応えしながら、積極的に周知啓発に努めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 続きまして、振興事務所のことについて質問いたします。

振興事務所、八幡町は本庁の中に統括が見えますけども、そのほかの地域につきましては事務所時代が残りながら、その中でいろいろと業務をやっておっていただくわけではありますが、一部につきましては大和では窓口業務の委託というようなこともあります。

そういったことの位置づけと役割について、今後の方針について考えを伺いたいんですけども、合併以来、また先ほど言いました職員の削減も含めながら、だんだん職員が減っていくとなると、地域としては活力がなかったり、それから寂しいということの不満がこれは出ていることは事実であります。今までもそういったことについて質問させていただきましたが、私は地域の事務所は役所の延長でなくて、地域振興の拠点となるべきであると、私はこう思っておるんですけども、そのことによって市民の皆さんが自分たちでやろうという参画の意識を高めたり、あるいは今の協働ではありませんけども、理解、協力、そういったほうが得られながら、地域の活力が満たせるんじゃないかと思えます。

そのことについて、役所時代の出先機関が延長の出先機関としていくのか、あるいは振興事務所、地域の本当の振興の場として今後どうしていくかということについて、これはその方向づけによっては職員の今は削減のことにも大きくかかわってくると思いますので、そのことについてと、それからまた振興事務所は前も提言も一遍させてもらったんですけども、振興事務所、あるいは公の施設も含めて、空き部屋等を特に若手のベンチャー企業の事務所として貸し出す、このことについてはインキュベーションルームという言葉があるそうではありますが、そういったことで活用すること、このことについて若い人たちの起業、事業を起こす起業ですけども、起業家たちがそういったことの拠点を郡上の地域から世界へ発信できるような、いろんなベンチャー企業があると思いますが、そういうことの新たな起業ができるように、もっと民間に開放すべきではないかと思えますが、いろいろセキュリティーの問題、いろんなことがあろうと思えますけども、立派なそういった空き振興事務所があるわけでありますので、何とかそういったことを活用する考えを持っていくべきでないかと思えますが、このことについては市長のお考えを伺っておきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えいたしますが、これから現在ございます6つの振興事務所のあり方をどうするか、あるいは本庁の組織、人員等をどうするかというようなことにつきまして、今まさに取りかかっております第二次行革大綱の中で、十分議論してまいりたいというふうに思います。

私は、基本的には平成31年度ぐらい、よく言われる交付税の合併算定がえの終了の時点をにらみながら、それに耐えられる体制をとっていかなければいけませんので、先ほど職員の採用について、3分の1を補充して、あとの3分の2不補充と、通常の職員のことについて、必ずしも適切でないんじゃないかというお話もございました。

私も、でき得れば、職員というのは行政サービスをやっていく上においての貴重な資源でありますので、できるだけ確保したいんですが、財政上の制約ということからすると、いつも言っておりますが、まだ少し、かなりと言ったほうがいいのかもかもしれませんが、削減をせざるを得ないというふうに思っています。

削減をどこでするかということ考えたときに、私はそれを本庁における人間の削減だけに片寄せするわけにもいかないし、それから振興事務所のほうでほとんど削減数を削減してしまうというわけにもいかないと。そこはバランスを見ながらやっていかなければいけないと思いますが、その際に問題になりますのは、振興事務所というところにどんなミッション、使命を与えるかということだと思います。

私も、山田議員さんのおっしゃったことに同感しております、広い郡上市の行政をやっていく場合に、現在ある振興事務所というのは、単に何か申請事務とか、あるいは証明事務の窓口事務というようなものだけをやっておればよいということだけでなく、まさに市民自治の拠点になっていくような、あるいは地域振興の拠点になっていくような機能を背負ってもらいたいというふうに思っておりますので、そのために所長も次長級にしたというようなこととございますし、そういう中で考えてまいりたいと、私自身は振興事務所の機能を重視しております。

それから、振興事務所そのものの庁舎の問題でありますけれども、若干まだ耐震に対する手当てをどうするかという問題を抱えておりますので、その問題とあわせて議論していかなければいけません。私自身も今ある各振興事務所の庁舎、いろいろな機会に伺いますけれども、かなりの部屋が今は使われていないという形で、あれを何とか有効活用したいなというふうに思っております。

これはいろんな先ほども話に出ている市民協働のたまり場のようなものというようにものに、まずは活用したらいいのではないかなとかということも思っておりますが、いずれにしろ有効活用については考えていかなければ、せっかくの空間が無駄になるというふうに思います。

ただ、先ほどのインキュベートルーム、インキュベートというのは卵をふ化するという意味でございますけれども、立ち上がりの企業をそこから巣立たせていくという機能は、なかなか昔からインキュベーション機能というのは言われているんですけども、ただ空間を与えて、そこで放っておけ

ばふ化してひとり立ちしていくかということ、なかなかそれをふ化させるためのいろんなケアをしていく機能というものを持たないといけないと思いますので、そうしたいいわゆる業を起こすほうの起業のインキュベーション機能というものについては、例えば商工会なんかともよく相談をして、例えば商工会館なんかも多少あいているものがございまして、そういうものも優先的に活用するかということも考えながら、しかしせつかくの資産ですので、有効活用を図ってまいりたいというふうに思います。

(8番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 振興事務所の将来的なあり方について、私も市長と同感でありますので、ぜひ本当の地域の振興、あるいは地元の固まりであれば、そういった方々のたまり場、あるいは公民館、自治会、協働センター、NPO、いろんなことを含めて、しっかりとそこで活力を持って地域の特色を、特に郡上は広いので、高低差もあります。それぞれの特色がありますので、そういったことのしっかりした振興ができる、そういう場であってほしいということを特に願っておりますし、それから振興事務所の民間開放の利用活用の件でありますけども、以前も光の関係のことで、大手の企業さんが郡上は随分遅いということで、前にもこれも一般質問した経緯がありますけども、そういった形で、役所間に早くそういったものが引かれたのでありますから、それを何とか活用して、しっかりとベンチャー企業が外に向かってというようなことができないかというようなことを思っておったんですが、それはまた今後の課題であろうと思いますけども、よろしく願いを申し上げます。

最後の1点でありますけども、時間が5分前ですが、よろしく申し上げます。

雇用につなげる産業振興の関係であります。このことにつきましてはそれぞれの議員から、2番議員さんも質問がありましたし、それぞれ答弁が出ておりますので、単的に申し上げますと、4月の肉づけ予算で、これも市長も答弁を少しされましたが、一応7月ごろから動き出すであろうというセールスマンの現状でありますけども、先ほど言いました地域振興所のことも含めながら、こういったセールスマンのセールスポイントというか、郡上はここですよということのできるような、しっかりした受け入れのこともしておかなければなりませんので、先ほど来、各議員から質問がありますけれども、住みやすい魅力ある郡上の地理的なこういったところに新たに來てもらうということになりますと、いろんな条件があります。

そういったことをセールスポイントにいろんなことで売っていかねばなりません。セールスマンの今の現状をお聞かせいただきたいと思います。商工観光部長、よろしく申し上げます。

○議長(清水敏夫君) 答弁を求めます。

商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（藁島由実君） 企業誘致専門員の委嘱についてでございますが、広く各方面から人材を推薦いただきまして、その中から3名に絞って、そしてそれぞれに市の幹部との面接を経まして決定させていただきましたが、土岐市在住の64歳の高木俊通さんという方でございます。

高木さんは、長年にわたり、大手ゼネコン会社において開発部長、あるいは営業部長、あるいはシニアマネジャーとして、そうした分野で全国各地の開発事業とか企業誘致、あるいは許認可業務とか、そうしたこと、開発にかかわる一切のことを中心的にやってこられた、そうした方でございます。県内におきましても岐阜県の事業についても数多く手がけ、また土岐市、多治見市、各務原市などにおいても、大型の開発計画とか工業団地の造成とか、あるいは企業誘致などを達成してきておられます。この4月に御自身の独立の会社を名古屋市内に立ち上げられまして、また引き続き岐阜県の関係の事業とか、あるいは民間の複数の事業を実際に精力的に進めておられます。

そうした関係から、高木さん御自身のお話で、本業がそういうように多忙なので、郡上市の仕事に専任でやることはできないけど、日ごろの自分の営業の業務の一環として、ぜひその延長でフリーな立場で郡上市のお役にもぜひ立ちたいというような、そうしたお申し出をいただきまして、郡上市としてもそうした線をお願いしたところでございます。

これまでの活動でございますが、大変フットワークの軽い方で、よく動いてくださる方ですが、これまで郡上市へも3度ほど来ていただきましたし、動いておっていただきます。

具体的には、市長、副市長との懇談で情報交換をしておりますし、また我々担当部署につきましては、行政として誘致という施策はこういうにやらないかんのやというような、そうした指導、助言もいただきました。また、民間ではそうした企業誘致というのはこういう手法でやっておるんやというような、民間情報などもいろいろと教えていただいております。

そのほか、高木さん御自身が郡上のいろいろな情報を収集していかれたり、あるいは市内の工業団地ほかの複数の場所を実際に現地を回っていただいたというような、見ていただいたというようなことでございます。

今後も、もちろんこうした引き続き業界情報や企業情報等をぜひ提出していただく、提供していただくというようなことをお願いしておりますし、高木さん御自身でまた誘致に動いていただく、あるいはもし話が進めば、我々担当の部署の者と一緒に誘致活動、営業活動を行っていただくというようなことをお願いしているところでございます。

（8番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 時間が参りましたので、終わります。

今のセールスでありますけども、もちろん市長がトップセールスであります。そういったことのサポートセールスを含めながら、ぜひとも企業誘致、あるいは産業興しにセールスマンの御活躍



をしていただいて、郡上市が活性化するように願っております。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、山田忠平君の質問を終了いたします。

---

◇ 武 藤 忠 樹 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、13番 武藤忠樹君の質問を許可いたします。

13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問してまいります。

2日目も最後になりまして、14番目の質問ということで、非常にダブる面もありますけれども、私なりの視点でまた質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

最初に、合併8年の総括といったテーマで質問させていただきますが、この9月の定例議会に平成23年度の決算書が出されております。合併8年目の決算ということでもありますけれども、合併8年を総括してみたところ、いまだに合併の不满を口にされる市民の方が多々見えるように感じております。

そんな状態では、それこそ郡上市の未来に前向きに取り組む、そんなことができないのではないかと危惧するところではありますが、合併といったことを振り返ってみますと、私の記憶によりますと、ほぼ10年ほど前に突然といった形、政府提案と言ったらおかしいですが、合併の話が出てきて、7人の町村長さんの御決断といった中で合併協議会が設立され、そこでいろんな議論がなされた上で、7カ町村の各議会で合併が議決されて、郡上市が誕生したものと私は思っておりますけれども、この方法はいわゆる政治主導、政治判断での合併であったと、私はそう考えておりますけれども、その中でいろんな各地で合併に対しましての住民説明がなされ、また1,000億円の新市建設計画といったあめの部分も示される中で、合併の話は進んできたわけですが、その中で一部、住民投票といった声もなかったわけじゃなかったと思っておりますが、恐らく住民投票といったことがなされておれば、郡上市というのは合併ができなかったのではないかというふうには思っております。

なぜならば、当時、一般の住民の方々の中で、合併の必要性といったことを感じてみえた方はほとんど見えなかったのではないかと思っております。夕張市といった事例もありましたけれども、今の市民の方々、郡上郡の住民の方々が合併といったことに対して、それがどういったことになるのかといったことがそれほど感じられていなかったのではないかなと思っております。

私は、合併といったことは政治主導、政治判断で行われたと先ほど言いましたけれども、合併の一番の目的は行政のリストラといったことだったと私は思っておりますし、郡上市の財政の健全化、

それが最大の目的であったように思っております。

8年目の決算が出された今、私はこの成果といったものを郡上市民にわかりやすく伝え、合併の意義を正しく理解していただき、と同時に今後の郡上市民の協力を求め、さらなる郡上市の改革に取り組んでいかなければならないと思っております。

もっと合併によって行ってきたことへの成果といったものを市民にPRしていく、その必要性を感じておりますが、ここで市長の本当に独断のお考えでいいと思います。合併しました行政改革の成果とか、財政改革の成果を広く市民に、私にじゃなしに、市民にわかるようにPRしていただきたいと思っておりますけれども、できればそんなお考えをお示しいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（清水敏夫君） 武藤忠樹君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 郡上市の合併がどんないろいろな判断でなされたかという中で、非常に政治主導ということでなされたのではないかという御指摘もございました。私も、郡上市の合併の検討をされる当初のころというのを振興局におりましたので、少し承知しており、途中で抜けましたので、最後の大詰めのところではどんな議論がされたかということについては必ずしもつまびらかに承知していないところでありますが、しかし私は今回の平成の合併、特に郡上市の合併は、もちろん町村長さん方の例えば財政に対する危機感であるとか、いろいろなことがあったと思いますが、しかし各町村においてはいろいろ議論もなされ、そして何よりもまず各構成関係市町村の議会の議決を経ていくということで、それこそ当時の住民の皆さんを代表する選良である議会の議員さんが議論して、各7カ町村とも合併に向かうべしという議決をされたということで進んできたということは、大きな重みのあることであるというふうに思いますので、必ずしも一部のそういう先ほどの政治という言葉をどういうふうにお使いになったかはあれなんです、首長さんが主導であったかもしれないけれども、いろいろと当時として御議論された末、決断されたものというふうに思っております。

そういう思いをしておりますだけに、ぜひとも合併を最終的に振り返ったときに、市民の皆さんにもやっておいてよかったなと喜んでもらえるような合併にしていきたいと、それが今の合併10年間の市政を当たらせていただいている者の責務であるというふうに思っております。

そこで、いろいろと合併の成果は何かというふうに言われ、しかもわかりやすく何が成果なのかというふうに言われますが、これは一遍、例えば詳細なそういう点検報告書のようなものをつくったらいいかなのとも思いますけれども、いろいろと例えば合併したことによって便利になったこと、例えばこれは住民票だとかなんとかというのを、今はこういう生活圏が広域化しておるわけですから、必ずしも現在、白鳥にお住みの方が白鳥の振興事務所じゃなくて、ここの本庁へ来てもよろしいし、美並にお勤めなら美並の振興事務所でもそういういろいろな証明のものがもらえるというよう

な、いわば全市的なそういうものに対する対応体制ができたとか、そのほか公金収納のいろんなコンビニを使った収納が振り込みをさせていただけるとか、そのほかそういういろんなもろもろのことが便利になってきているという点は市民の皆さんに実感してもらいたいなというふうに思います。

それから、当然、施策の充実ということがあると思います。小中学校の医療費の無料化であるとか、それから予防接種の助成の拡充であるとか、そのほかもろもろの福祉、健康、いろんなものに対する施策がかつての町村時代と比べて充実してきているという点も、私は強調したいなというふうに思うわけでございます。

そして、合併の一番の眼目は行政のリストラであったのではないかと、財政改革といいますか、に結びつくリストラにあったのではないかとということでございますけども、その点について、私は先ほどからいろいろ出ておりますけども、声を大にしていろんな意味でわかりやすく申し上げていかなければいけないと思っておりますのは、平成16年から比べますと、今日、24年の4月1日まで、例えば全職員の数も163人減っていると、普通会計ではそれを上回る減少をしており、当時の普通会計の平成16年度の人件費が約55億円であったものが、現在約45億円ということで、ほぼ合併8年間に人件費が10億円、1年間に10億円減っていると、こういう中でサービスしていくということで、これは人件費負担を減らすということは、市民の皆さんの負担を減らしながら、しかしサービスはなるべく落とさないようにということで努力していることの結果であると思えますし、人件費のそういうものの減少の中の1つが、よくこれも言いますけども、皆さんの議会も合併前は90人の議員さんがいらっしゃった。それを現在は18人という5分の1の議員さんで、地方自治の民主政治を守っておってくださるわけですから、そういう点も強調すべきだと思います。

当時の合併前の90人の議員報酬が約2億8,600万円であったものが、現在18人で年間、今は共済費とかいろんなものがふえてきておりますのであれですが、9,400万円ということで、議員報酬ベースで言えば3分の1になっているということでございます。

それから、当然、7つの町村が合併いたしましたから、当時の町村長、助役、収入役、教育長と、それぞれいわば四役と申しますが、それが7カ町村で四七、二十八人おったわけでございます。これが、今、自治法の改正で、収入役が特別職ではございませんので、三役、市長、副市長、教育長と、このベースで計算しますと、合併前の四役の1年間の人件費が2億6,200万円かかっております。これを現在の3人の人件費でいいますと、約3,180万円でございますから、いわば市を動かすトップマネジメントの経費は8分の1になっている、こういうことでございます。

これがいわば合併した郡上市の1つのリストラの一例であるということは、市民の皆さんにも理解してもらいたいというふうに思っています。三役、四役が8分の1になったので、どうも働きもいろんなものも8分の1になっているという御批判を受けるかもしれませんが、こういう中で懸命にやっているというのが合併の姿ではないかと思えます。

そしてまた、非常に合併前のたくさんの借金を引き継いでおります。こうした借金も、もちろん平成17年度がピークでございますけれども、普通会計、企業会計、全部合わせて17年度のピーク時の984億円を、平成23年度の決算で、普通会計、特別会計、企業会計、合わせて832億円ということで、152億円の債務減少、純減していると、こういう努力もまた将来へツケをなるべく残さないようにということでの懸命の努力をしているということでございますので、こうした点がなかなか市民の皆さんには見えにくい、聞いていない、こういうことで、我々の努力不足もあるかもしれませんが、そういったことをよく御説明しながら、もう合併をしてしまったことはしてしまったので、今さら離婚というわけにいきませんので、私はそういう意味で、郡上市として合併してよかたなというふうに思ってもらえるような市づくりに、みんなと一緒にやって取り組みたいというふうに思います。

(13番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

今、御説明ありましたように、かなりの人件費が削減されまして、改革が進んだことは私どもは評価しておりますけれども、郡上市という市を船に例えますと、郡上市という船は出港はしたけれども、まだ港の中をうろうろ回っているだけで、外海に出てはいないといった状態にあると私は思っております。それがこれから10年15年たちまして、外海に郡上市が出ていくときには、すべての郡上市民が郡上市になったという変化を本当に受けとめていただいて、その変化に対応して変わっていくことが必要と思っておりますけれども、その中で1つだけ市長に質問しますのは、市長がいつも言われます身の丈に合った行財政体制の確立といった言葉を使われます。

身の丈に合ったということは、私どもは政治にかかわっている者はある程度の推測はできるわけですが、市民にとりましてはこれはさまざま受けとめ方をされる方がみえると思います。政治用語じゃなしに、郡上市の持つ財政能力、人口、そういったものに対しての身の丈だと思っておりますけれども、市民には私は具体的な数字を示すべきだと思っておりますが、その辺については市長の御見解はいかがでありますでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） まだ、合併した郡上丸は船だまりにいて、どうも波の荒い外洋へ出ていないということでございますが、私もそう思います。というのは、今の交付税上の措置が手厚く守られている平成25年までの間は、かなりいろいろと出港して、航路はずっとたどっておりますけれども、本当の1つになった郡上市としてのいろんな環境へ、まさに26年度あたりから乗り出していくところだと思います。

この趣旨は、しかし今の船だまりにいる間に十分体力も養い、スリム化もし、その準備をせよという準備期間であると思っておりますので、貴重なあと残された2年間ですが、しっかり頑張ってい

たいというふうに思います。

そしてまた、身の丈に合った行財政体制と、これは私の最初の選挙に立ったときのいわば公約というか、その一つ覚えのような表現でもありますので、このことはしっかり考え方や、大体どうということなんだということは示さなければいけないかなとも思っておりますが、そういう意味で、私も身の丈というのは何だというふうに、ゆうべも辞書も引いてみましたら、辞書には背丈のことだと、身長のことだと、こう書いてございまして、私は今服を着ておりますが、身長160センチの人間がそれに合った服を着ているわけでございます。

そういう意味で、しかし今の郡上市は、どっちかという、身長よりも多分もっと大きな服を着せてもらって、今、歩いているということではないかというふうに思います。そういうことで、いずれこういう小さなといいますか、ぴったり合った服という形が、例えて言えば、イメージで言えば、行財政体制というものではないかと思えます。

ただ、人間のずうたいに例えて身の丈と言っていますが、身の丈がそういう意味の身長だけだとすると、人間はもちろん体重のある人、大きい人、胴回りの大きい人もいますので、そういう意味の要素が例えば郡上市の人口4万5,000人に対して面積が1,030平方キロあると、全国の市の中でも19番目、郡上市より大きな町村が8つございますので、市町村の中でも27番目というずうたいを持った市政というもののあり方は、おのずとただ人口だけを比べて、例えばコンパクトに非常にまとまっている美濃加茂市と同じではないと。そういう意味で、人口規模だけで論じて、将来の財政規模であるとか、人員体制であるとかということを一概に決めつけてしまうわけにはいかないというふうに思っています。

そういうもろもろのことを考え、しかも基本的には財政というものが、入るを図って出るを制すと、あるいは出るをなすという考え方からすると、先ほどから申したような財政の環境というものを考えながら予算を組み、あるいは人も配置していかなければならないというふうに思っております。

したがって、この辺はこれからも交付税制度等が果たしてそういう合併算定がえ特例というようなものが一斉に全国が終わったときに、そういう広大な合併市町村等に対する交付税措置なんかについては一定の配慮がなされるべきだというふうな議論も今起こっておりますので、現実はどういうふうに交付税がなっていくかということもクエスチョンのところもありますが、ただ、今想定すべきは今の合併算定がえと一本算定の差額のおおむね30億円から35億円ぐらいのところは、平成三十一、二年度ぐらいからはそこは覚悟しなきゃいかんという考え方のもとに、予算が組めるような体制をとっていく必要があると。

そうすると、普通会計ベースで見積もって、約240億円ぐらいの前後のところの会計規模の財政規模というものと、それから先ほど来、議論になっております職員体制についても、おおむね類似

市町村とかいろんなことを勘案して、あるいは先ほど言いました面積が非常に大きいということも勘案しなければいけません、財政上の制約が非常にある中で、おおむね普通会計職員500人前後というところに持っていくというのは、職員の体制という意味の行政体制、したがってもう一遍言いますと、おおむねこれは数字だけがひとり歩きすると困りますし、それからこれは大いにそういう諸事情の変更によって、具体的な数字は変わるということの留保条件つきで申し上げますが、おおむね年間、普通会計規模で言えば240億円前後のところ、あるいは職員にすれば、普通会計職員が500人前後のところの規模の行財政体制に持っていくというのが、郡上市の今考えられる身の丈に合った行財政体制というものではないかというふうに考えております。

(13番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。非常に苦しい答弁をさせてしまいまして、申しわけございません。

大体、おおむね私どもの考えている数字とは合致しているわけですが、市民の方々はそういったことがわかりませんので、市長の口からそういった説明がなされると、非常に私も市長がこういうふうにおっしゃったとって説明できますので、非常にありがたいと思いますが、ただ行財政改革とか職員の数とかといったことのほかに、もう一つ身の丈に合ったといった意味があると思うんですけども、これは1つは学校のほうは適正規模化、適正数といった形で、学校の見直しがなされています。

この前、文教委員会でお聞きしましたら、一体全体、今の適正規模の中学校って何校やと言ったら、2校やと言われてまして、非常に郡上市では2校が適正規模の中学校の数だと言われてまして、かなりショックを受けましたけれども、これは人口に対しての中学校の数だと思いますので、一概に郡上市にそれが当てはめられるものとは思っておりませんが、そういったことが1つあります。

また、私がいつも気になっているのが、まずできることからやっつけていかなきゃならないのと思うのが、私は火葬場の問題だと思っています。7カ町村にいままでとして7つの火葬場があります。これは早いうちに、本当に市民の理解を得ながら、火葬場といったものをまとめていく、幾つがいいのか、適正規模にしていくということも私は必要なことでありますので、できることから郡上市民の協力を得て、だんだん数を減らして、経費も抑えていくよといったことができることが今後の郡上市の大事なことだと思っていますので、そういったこれも身の丈に合ったと言っているかわかりませんが、学校に限らず、いろんな施設、先ほど出ていました地域振興事務所の話もそうですけれども、どういった規模でやっていくのか、どういった単位でやっていくのかということも含めて、今後、見直していただきたいと思っておりますし、先ほどから出ています地域振興事務所の話なんですけれども、私は二重行政になる危険性もありますので、そういったことにならないように、今後、

郡上市がなくなっていったきたいと思います。

それで、次の最後の質問に移るわけですが、地域間交流といったことでもあります。

今、お話ししましたように、地域間交流と、それから郡上市をグローバルに捉えた考え方というのをどういうふうに持っていくかということは非常に難しい問題でありますけれども、大きくなる部分と、また小さくなっていく部分とが、両方が必要なのではないかと考えておりますが、その中で1つ、この質問には、振興事務所になり、合併以前よりは地域間交流が活発でなくなっているように感じている、本庁指導がと書きました。

これ最初からいろいろ考えておりますと、私たちの青年時代には郡大会というものがあって、私はバレーボールの選手として郡大会へ行きますと、八幡町から派遣費が出て、郡大会へ行って、そこで試合をして帰ってきたといった覚えがありますけれども、今はそれがなされているのかどうか、そういうこともわかりません。

また、社会教育委員として、社会教育大会が郡上市で行われて、郡上市八幡町としてそこへ行ってといった、そういった文化的な交流もあったと思います。そういった郡の大会に各町村から出ていくといったことが非常に多かったわけですが、最近、そういったことがこういう議員になってしまったからわからないのかもしれないかもしれませんが、果たしてどうなっているのかなということが1つ危惧されております。

その辺の交流といったことも含めますけれども、この質問をしてから非常に迷っていることが幾つもありまして、例えば女性の会といった会が八幡町以外はなくなってしまった。青年団も、今は美並と白鳥ですか、明宝と白鳥ですか、そういった団体がなくなっている中で、またいろんな地域地域のそういった活動がなくなっている中で、郡上市のまた地域間交流をどういった形でやっていくのか、どういう単位でやるのかということも非常に難しいことになってきます。

下手すると、旧の7カ町村の枠をいつまでも引きずるようになっていけないと思いますが、この辺は非常に難しい問題だなと思っておりますが、実は私が考えますのは、昭和の大合併というのは昭和29年に、八幡町に私は相生村ですので合併しました。私が4歳のときです。私の頭の中には、相生村といった感覚が全く残っていません。ところが、私より高齢の方は、相生村は昔こうだったよといったことがいつまでも残って見えるんですね。

私より下の者は、生まれたときから八幡町だったような記憶で育っていますが、だからいずれは郡上郡7カ町村といったことも郡上市であることが当たり前になってくると思うんですけれども、こういったそこになるまでのいろんな仕掛けを私は何とかどういった形でしていくのか、その辺を質問したかったんですけれども、本来なら所轄である教育委員会とか教育長に質問するところをあえて市長公室に質問するといったところは、そういった意図であります。

この辺が非常に私も苦しいんですけれども、教育委員会ではなくに市長公室の中で、そういった

今後の郡上市の地域間交流といったものをどういうふうにしていくのか、今の状態も含めてですが、どうお考えか、お伺いしたいと思うんですけれども、これは市民それぞれが理解し合うためにどういった仕組みをつくっていくのかといった視点で捉えていただければ一番簡単なのかと思っておりますが、非常に私も質問するほうもあいまいですので申しわけございませんが、御所見を伺えたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 大変難解な御質問でございまして、最初の入り口としましては、教育委員会へ行って、今日のいわゆるスポーツ、あるいは文化活動の状況は調べさせていただきましたが、これは郡上市になってからも、郡上郡のときと同じように、そういう活動が非常に活発にされておるわけです。継続されておるわけですが、競技人口の減少とか、参加者が減少しておるという実情はこれにはありますので、そういったところがそういうふう印象として持たれておる面もあるかと思えますし、中には活動が衰退をしていっておるものもあるのであろうということですよ。

しかし、いずれにしても、総合計画におきましても、スポーツを通じて交流の機会を広げますという大きな目標を掲げておりますし、文化活動におきましても郡上という単位でやられていく時代でありますので、それはそういうことでどんどん継続させていただくということが私どもの努めであらうというふうにして思っております。

そこで、ただいまの御質問につきましては、人間には帰属する心、気持ちがありますから、オリンピックのときには日本、それから国体のときには岐阜県と、こういうふうに言いますし、我々ですと、特に我々の世代でいきますと、20年ぐらい前に非常にふるさと創生といいますが、地域づくりが非常に華やかな時代がありまして、郡上の7カ町村がそれぞれに非常に個性的な地域づくりに取り組まれたところだというふう思うんですね。

ですから、僕らの体の中にはそのころのものはまだいっぱい残っておりますので、市長がうまく表現されましたが、一つの郡上と一つ一つの郡上と、それは自分たちの中で、その場面に応じて振り分けながら、地域というのがあるのではなかろうかというふうにして思います。

また、地域づくりを考える視点として、1つ、かつてヒューマンサイズという物の見方をしたらいいのではないかと言われました方がありましたけれども、要するに人と人の触れ合える範囲といえますか、あるいはその人が誰かということが知っている範囲みたいなところが、非常に1つの生活の単位であり、一緒になって協働する単位としては好ましいのではないかと、そういうことを言われた方がありますが、ちょうど今、いわゆる住民自治推進懇話会というのを開いておりますが、その中に本当に郡上中の方が、総合計画の審議会委員を基礎としておりますから、地域的なバランスとか男女とか年齢的な構成がうまく分かれて、いろんな方がお見えなわけですが、そこでも



実はかつての地域間交流というのは意図的につくるというよりも、そういうさまざまな会議の場面において、既にそこで郡上中の方が1つのテーマに寄り添って、そして議論されるというところまでできてきておるといことは事実でありまして、市長公室の所管しているところだけでも、市民協働センターにおきましても、あるいは交流・移住、あるいは男女共同参画と、そういう場面を見ますと、全部そういうふうな既に単位として活動されていますから、先ほどの総合計画の最後に、今回特に新たに付加しました地域振興という場面の一つ一つの地域を大事にすることと同時に、郡上という単位での発想とか、それから力の足し合いとかということがこのごろできつつあるという実感は持っておりますし、そういうふうな1つのテーマに対しては郡上中からさまざまな発想をもって、郡上という行政を運営するに当たっては、そういう皆さんとともに語り合いながら進めていくということが必要であろうと思っております。

そこで、自治懇話会の中で出ておることは、本当は旧町村単位よりももう少し小さい単位、さっきヒューマンサイズと言いましたけど、それは恐らく小学校区くらいの単位とか、そういうつながりというのが非常にいいのではないかとすることがありまして、ある方の提言では、これからの行政のあり方も振興事務所単位よりはさらにもう少し細分化をして、そこに密接に住民の方と対峙できる行政の機関というのを、小さくて効率的で協働型でということをつくってはどうかという方もあります。

それは非常に1つの参考とすべき意見ではないかと、こういうふうにして思っておるわけですが、いずれにしても我々としましては、例えば郡上市になってから、郡上の発想でできてきたイベントは、例えて言いますと、食の祭典というのが1つあると思いますね。食の王国郡上おこしということで、それ以外のイベントは比較的、かつて郡上でやってきたものを今継続しておるわけですが、一つ一つの郡上の個性を大事にしながら、1つのテーマに郡上中の方が寄り添って盛り上げていくという、さっきの郡上というものに帰属して、対岐阜県に、対全国に、世界にと、そういう運動になるということにつきましては、郡上の力を結集していくというふうなことで、そういう意味における地域間交流、地域間の力の結集というものは、我々としては図っていく必要があるのではないかとこのように思っております。

両面にらみといいますか、そんなようなことでの思いをちょっとお話させてもらいました。恐らく御質問には合わないのではないかと思っておりますが、そういうふうにして考えております。

(13番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。大体、私もそういうふうと考えておるんですけど、1つは、今、郡上市で行われています公民館の活動、公民館を昨年でしたか、公民館の体制を整えられましたが、ああいったことが1つのベースとなって、公民館単位といったことが1つの

ベースになって、地域といったものを愛する、自分の住む地域を愛していくといったことと、また郡上市全体を考えるグローバルな考えを持つ、そんなことにならなきゃならないと思うんですけども、まだまだ郡上市が一本化するには非常に時間がかかるとは私自身も思っております。

これは、人間というのはなかなか変わらないものだと思っていますので、そんな思いもしているわけですけども、合併以前に、これはどこかで、郡上市が合併してといったら、ゾーンマップというのが一遍つくられた、そういったのも見たことがあります。例えば、このゾーンを学区ゾーンにする、ここを商業ゾーンにするとかと、そんな夢を持った郡上市になったら、こんなゾーンにしようといったマップをつくられた、ライオンズクラブやったか、青年会議所だったかな、そんなところがつくられた地図を見た経験もあります。

そういったことにはなかなかないだろうなと思っておりましたけれども、郡上市を本当にグローバルに捉えて、どういうふうに持っていくのかということは、今後の本当にそれぞれの地域間交流をしていく中で必要なことだと思っていますので、今、市長公室のお答えになったことで私は満足していますが、もし市長としてのお考えがあれば、お伺いしたいなと思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） ゾーンマップについては、いろんなマップがあるのかもしれませんが、新市建設計画の中にも郡上市域を何ゾーン、何ゾーンというような形で、将来の構想を描いたものがござります。

ただ、いつも私も地域計画とか、そういうものにいろんなものにかかわってきた観点から言うと、例えば旧町村単位でこういうところがあって、こういうところがあってというのが、今度は郡上市全体でここはこういう機能に特化して、ここはこうでといったところで、例えば人間の生活というのはある程度いろんな機能が必要だということになって、完全にゾーン、単一の機能だけをその地域が担うというような形にはならない、あくまでも理念的なものであろうかと思えますけども、しかし趣旨は郡上市が1つになるということで、できるだけ地域の特色を生かした地域づくりをしていくということだろうと思えますので、考え方は1つの物の考え方として、今後も参考にしていけるべきものであると、1つの方向づけを持っているものだというふうに思います。

それから、どのような単位でこれからそれを考えて、いろんな地域の活性化とか、いろいろなことを考えていくかということですが、これもなかなか物事によって、旧町村単位ぐらいでいいものもあり、あるいはそれでは大き過ぎて、小学校単位だとか、いや、もうちょっと小さいほうがいいとかという、いろんな市民活動とか、いろんな事と次第によって、私は地域というもの、必要な規模というものは非常に重層的なものだというふうに思っております。

それから、合併してから、何かそういう地域間交流が以前より薄くなったんじゃないかというような感じをお持ちだと思いますけども、確かに旧町村単位で郡大会とかとなれば、当然さつき田

中室長が言ったように、それこそオリンピックじゃありませんが、それぞれの町村を代表してというような形で、燃える、熱くなるという、そういうものが市全体の体育大会とか、いろんなことをやったりなんかしたときには若干そういう機運が薄くなっていくということはあるかもしれませんが、私はいろんなただ行事に出かけたときに、今、例えば大和で文楽をやると、そうすると白鳥の人も来ているとか、いろいろ全市からそういうものに関心を持った人が来ておられます。

この間の郡上おどりの新町での女性の夕べですか、大変雨が降って残念でしたけども、ああいう踊りの団体出場というような顔ぶれを見ても、これは八幡だけの祭り、あるいは新町、町場だけの祭りというんじゃないしに、西和良の人も明宝の人も高鷲のチームも参加するというような形で、郡上市というもののそういうみんながみんなの催し物だという中で、参加意識というのも出てきているのではないかというふうに思いますので、そうしたことを大事に大切に育てていかなければいかんと思っています。

なかなか一朝一夕にすぐ一体感というのは出てくるということは難しいかもしれませんが、今取り組んでおります郡上学とか、いろんなものも含めて、お互いにお互いを知り、それぞれ尊重し合うという気風を市民がつくっていければと思っています。

(13番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

先ほど市長公室長から言われました郡上市としてからのイベントとして、食の祭典ということを言われました。先日、ある人に、ことしは食の祭典、大和でないのと言われて、あれは郡上市の食の祭典ですよとお話しして、ことしは白鳥に行くんですよとお話ししたら、えっというお話をされた方もみえまして、非常に大和から白鳥へ変わったということが非常に私にはいいことだなと思っていますが、そうでない人もみえるんですね。

いろいろあると思いますけれども、これは全市的なお祭りとして、食の祭典が今後成長し、これがいرونなところで食の祭典を行っていただける、そんなお祭りになって伸びていけばいいなと思っています。

非常にわかりにくい、質問者もわからない質問をしまして、申しわけございませんでした。今後、郡上市のますます地域住民が理解し合って、郡上市といった目線で物が考えられるようなふうになって、郡上市が発展していけばと願うところであります。

以上にて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（清水敏夫君） 以上で、武藤忠樹君の質問を終了いたします。

---

◎散会の宣告

○議長（清水敏夫君） お疲れさまでした。これで本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。長時間にわたりまして、御苦労さまでした。ありがとうございました。

（午後 3時56分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長      清 水 敏 夫

郡上市議会議員      田 代 はつ江

郡上市議会議員      兼 山 悌 孝

